

平成23年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成23年9月20日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月20日 午前9時00分宣告(第4日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	山田新太郎
	3番	安藤洋一	4番	高阪康彦
	5番	戸谷裕治	6番	伊藤俊一
	7番	中村英子	8番	黒川勝好
	9番	菊地久	10番	佐藤茂
	11番	吉田正昭	12番	奥田信宏
	13番	猪俣二郎	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政策推進室	室長	伊藤 芳樹	政策推進課長	山本 章人
		ふるさと振興課長	寺西 隆雄		
	総務部	部長	加藤 恒弘	次長兼 税務課長	服部 康彦
		総務課長	江上 文啓	安心安全課長	岡村 智彦
	民生部	部長	齋藤 仁	次長兼 住民課長	犬飼 博初
		次長兼 保険医療課長	上田 実	次長兼 高齢介護課長	佐藤 一夫
		子育て推進課長	鈴木 利彦	健康推進課長	能島 頼子
	産業建設部	部長	水野 久夫	次長兼 土木農政課長	西川 和彦
		まちづくり推進課長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	小酒井敏之		
	上下水道部	上下水道部次長	絹川 靖夫	下水道課長	加藤 和己
		水道課長	伊藤 満		
	消防本部	消防長	鈴木 卓夫	消防本部長 予備部長 兼予備課長 兼予備課長	伊藤 啓二
		消防署長	大橋 清		
	教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 智久

		生涯学習 課 長	川合 保	給食セン ター所長	長尾 彰夫
	委 員 長 及 び 委 員	監査委員	平野 正雄		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	伊藤恵美子
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 認定第1号 平成22年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成22年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成22年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成22年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成22年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成22年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成22年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成22年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第9号 平成22年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第10号 平成22年度蟹江町水道事業決算認定について

○議長 黒川勝好君

皆さん、おはようございます。

平成23年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催をいたしましたところ、定刻までにご参集いただきました。ありがとうございます。

皆さんのお手元に議会運営委員会報告書が配付してあります。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る9月16日に開催をされました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 松本正美君、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○議会運営委員長 松本正美君

皆さん、おはようございます。

それでは、去る9月16日、一般質問終了後に開催いたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

最初に、意見書の取り扱いについてであります。

6月定例会で継続審議となっていました2件とその後に提出されました5件の意見書の取り扱いについて協議をいたしましたところ、採択することになった意見書は2件でございました。ア「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書」、イ「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書」、この2件は全会派の賛同が得られましたので、最終日に議員提出議案として上程し、採択することになりました。

次に、不採択することになった意見書は4件でございました。ア「労働者派遣法の抜本改正を求める意見書」、イ「原子力発電の推進をやめ、エネルギー施策の転換を求める意見書」、ウ「核持ち込み密約を破棄し、非核3原則の厳守を強く求める意見書」、エ「拡大生産者責任(EPR)とデポジット制度の法制化を求める意見書」、この4件は全会派の一致を見ることはできませんでしたので、不採択となりました。

なお、継続審議することになった意見書は、ア「定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」の1件であります。

次に、「蟹江町議会の議場に国旗及び町旗の掲揚を要望する陳情書について」は、全会派の一致を見ることはできませんでしたので、不採択となりました。

次に、第4回定例会(12月)の日程が決まりました。

委員会報告書に添付されているとおりでございますので、どうかお目通しよろしくお願いたします。

次に、防災建設常任委員会の所管事務調査結果報告についてであります。

ア「少量使用者の水道料・下水道使用料の基本料金の値下げを求める陳情書」、イ「9月9日金曜日に行いました日光川水閘門改築工事の現場視察調査」、2件について、最終日冒

頭に防災建設常任委員長より結果報告をしていただきます。

次に、合併に関する研究会等についてであります。

これは、全会一致が見られなかったため、議長預かりとなりました。

以上、ご報告いたします。

以上であります。

(1 番議員降壇)

○議長 黒川勝好君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより決算審査に入ります。

議題に入ります前に、皆様をお願いいたします。

質問をされるときは、ページ数と科目を言ってからお願いします。発言の許可を求めるときは挙手をし、議長と呼びかけてください。また、質問あるいは答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

○議長 黒川勝好君

日程第1 認定第1号「平成22年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

最初に、歳入歳出とも総括についての質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

○9番 菊地 久君

まず最初に、監査委員さんの監査報告について質問をさせていただきたいと思えます。

全体の決算をするに当たっては、一番手っ取り早くわかりやすいのは、監査委員さんの報告であるというふうに思えます。監査委員さんがお二人お見えになりまして、常時その任に当たり、書類等もしっかりと調べられて、数字的な問題についてはおおむね良好であると、こういうような報告をされているわけでございますけれども、監査委員さんの最後の結びの言葉として、報告書の23ページでございますけれども、お答えと、もし資料を提出して下さるならばお願いをしたいという意味で申し上げたいわけでございます。

まず、第1でございますが、滞納対策の問題につきまして、一體現状はどうなんだろうかな。このポイント的にはですね、非常に努力をしていただいて、若干上がったようでございますけれども、その中身について、県全体の市町村、名古屋市を初め全体の市町村の収納率は一体どうなんだろうかな、蟹江町はどの位置におるんだろうかな、ワースト5という位置を脱却できたんだろうかどうだろうか。その辺について、もしそのような他の市町村の比較等を出された資料等もあって、それを見ながら分析をされたのかどうなのか、努力の成果、どう

であったのか。

それから、悪質滞納者等については、どういう措置を町当局はとられておるのか。何件ぐらいあって、本当に滞納整理をしたのかどうなのか。その辺のところまで突っ込んでですね、監査委員としては監査をされておるのかどうなのか。まだまだ滞納額が増額傾向にあると、このようなことをおうたいになっておるわけですが、その辺について監査委員さんとしての調べられた資料なり、中身等についておありでございましたら、ぜひ教えていただきたいと思えます。

2つ目は、職員の関係でございますけれども、恒常的な時間外勤務をしている部署が見受けられる。これは、去年の監査委員さんの報告にも同じようなことが書かれているわけですが、例えば時間外勤務、部署によってどう変化があるのかな。この部署、またはこれは部署的ではなくて、個人的によるものなのかどうなのか、その辺についてどうにお調べになっておられるのか。

また、病気休暇を取得をされておる職員もお見えであります。その病気の原因等々もあると思えますけれども、そのことについてはどうなんだろうかと。とりわけ、精神的なストレスの軽減と書いてありますので、精神的にストレスを感じられるような職員、どうしてなんだろうかな。そういうストレスを感じておられる職員に対して放置をしておるのか、その人を考えて、合った職場に配置を試みたり、職場に配置をしても何ともならないという人もおると、もしも判断をされたときには、何らかの扱いをしていかざるを得ないのではないかと。このような問題については、監査委員さんの立場としてはどのようなご指摘などをされてきたのだろうかという点をお尋ねを申し上げたいと思えます。これが第1番目でございます。

それから、今度は監査委員さんではありません。町の収支、伴っておりますので、まず第1に、歳入と歳出とは関係しておりますが、歳出のほうで、165ページにまちの駅の問題が出ております。まちの駅の問題についてでありますけれども、これは収入もなければいけませんので、まちの駅ができたときの経過として、必要な経費が計上されたり、るる出てくると思えますけれども、それに伴って収入、ワンスペース借りると幾らだとかあだということ、収入も見込まれているわけですが、収入はどのような状況の収入があったのか。

支出や管理費、そして管理費でも、そこのまちの駅だけの臨時の職員以外に、それに携わった職員の人たちの直接的な人件費、それは一体どのぐらい要しておるのか。すなわち、まちの駅ができたことによって、経済的な効果というか、中身については一体どうなんだろうかと。町は、そのことによって非常に観光行政が活発になり、非常にすばらしく収支もなったのかどうかという、これはきちんとした評価をせざるを得ないと思えます。よかったのか、悪かったのか、今後どうしたらいいのか。とりわけ、使用料はどのような形で入っておみえなのか。また、お使いになった方々の事業者とか、皆さん方は一体何社というのか、どうい

団体の人たちがそこをお使いになったんだろうかな。

また、いろんな行事をおやりになっておりましたので、行事の内容やその人数等はどうかあったんだろうかという点についてですね。ぜひ、これは支出のときまで時間がございますので、今のうちに資料請求を申し上げたいと思いますので、私が言いましたようなことについての資料をまとめることができるならまとめて、支出のときで結構でございますので、そのときまでに出していただきたいと思います。

それから2つ目には、町の観光協会の補助金の中身でございます。

この件について、収支計算書をぜひ出していただきたいと思います。これはなぜかと申し上げますと、入湯税との関連の問題がございます。収入は入湯税ですね。入湯税という収入の面の関連、そしてそれは温泉から上がってきまして目的税でございますので、それを観光開発のために補助金として使われておりますので、収入と支出とは連動しておるわけでございますので、ぜひともこの収支、蟹江町の観光協会補助金は1,200万出してございますけれども、その収支決算書をですね、これも支出のときで結構でございますので、あわせて資料を出していただきたいと、この2つの資料請求と監査委員さんの所見について、所見についてはぜひここで監査委員さんから、質問に対してご答弁をいただければありがたいと思いますので、よろしくお取り扱いのほどお願いいたします。

○監査委員 平野正雄君

監査委員の平野でございます。

先ほどの菊地議員からのお尋ねでございますが、県全体の収納率の問題につきましては、まだちょっと私に報告がありませんので、ちょっとお答えができません。申しわけありません。

それから、悪質滞納者についての内容でございますけれども、これは平成21年度より滞納対策非常事態宣言とか、滞納対策本部等の設置をもちまして、当時の収納課から税務課に移りまして、主要成果等にもございますが、主要成果の32ページを見ていただきますと、徴収の差押処分件数等、以下、前年に比しましてかなりの件数が増加しております。職員のそれぞれのモチベーションが上がったということもございまして、収納課から税務課に一本化されて、全体でもって皆さんが集中的にやっておられるということ、これが非常に大きなことだと思います。

細かい数字につきましては、当時、前年対比等をとりましたけれども、ちょっと今手元に前年対比を持っておりませんので、細かくは分析ができません。しかし、悪質な滞納者はまだあるわけでございます。結果的に、まだ町税でもかなりの4億6,000万ぐらいの滞納が残っております。それと、後ほどありますけれども、保険の関係もですね、国民健康保険もかなりの滞納が残っておるわけです。しかし、これは一体化でございますね、町税だけが納まればよいというわけではございません。町税が納められん人が国保も納めていないわけではござい

す。したがって、こういう連携している問題につきまして非常に危惧を持っておるわけでございます。したがって、今後も、徴収に関しては全職員をもって臨んでほしいと。

それから、細かいことですが、例えば給食費、親がですね、すべて義務教育は全部国だとか町がやるべきだということを申しておるわけでございます。食い逃げを奨励するような親がおるわけでございます。そして、今、問題になっておりますのは、水道料金の例えば基本料金等も値下げをというような話もあります。私は1回も水道を使っていないんだと、だから基本料金は払わんでもいいんだというようなことでの滞納、それで転居されて、そのまま行方不明というような形の人もあります。そこら辺はですね、個々のいろんな税金とか使用料に対する問題に対して、それぞれの考えあると思うんですけども、この辺はいろんなルールに基づいてのことでございますので、しっかりと徴収関係をやっていただきたい。正直者がばかを見ないというようなことを、監査委員としてはお願いしたいということでございます。

第1問は終わりました。

(「もう一つ、職員の時間外」の声あり)

職員の時間外勤務ということですが、これに関しては、毎年のように私のほうからお願いしておるわけでございます。各部署においては、いろいろ時期的な問題とかですね、時間外勤務が必要な場合があるかと思えます。しかし、いろんな計表等を見ますと、時間外勤務が常習化しているようなところも見受けられる。中には、これは数は少ないんですけども、先ほどおっしゃられました精神的ストレス等でのお休みになっておられる方もおられます。この関係は、時間外勤務と直結するかどうか、その辺、問題は個人的な問題なのか、そこら辺は非常に分析が難しいところでございますけれども、現実、病気休暇等でお休みになっておみえになる方はお見えになるわけでございます。時間外勤務が引き金になっているということであるなら、時間中集中して仕事していただいて、極力時間外勤務を減少することがベターだと思います。

以上でございます。

○9番 菊地 久君

監査委員さんは、どこまで監査をされておるのかなと。例えば、今の職員の残業問題、これは一覧表かなんかが出されてきて、一覧表があって、この人は突出しておるよ、この人はどうだという監査委員さんが指摘をしたときに、名前から何かも全部、我々議員はなかなかですね、見せよ言ってもなかなか見せてくれませんが、監査委員さんはそれを職務として拾い上げることができるだろうと思うんですね。だから、監査委員さんの立場として、こんなことを去年も同じことをおっしゃった。ことしも言ったにもかかわらずどうなの、同じ人間ではないかとか、同じ部署ではないかとか。それで、この人は病気がちであって、職場をここではいけないから別の職場へ行ったけれども、これは一向に治っていないではないかだと

か、そこまで監査委員さんは食い込んで監査ができる立場なのか、そこまではやらないほうがいいのかという解釈で、余り言葉ではいかんよと言うまでで、聞いたほうのそれは担当である総務部長なりが判断をして、適切な人事権をもって指導したり、指示をするべき中身なのかですね。この辺のところは、先回にも私は質問を同じようにしていますし、総務部長にもそういうことを言っておるわけですがけれども、なかなかそうかという成果が上がってこないというところには、やっぱりどこか欠陥があるのではないかと、こういうように思いましたので、監査委員さんの指摘は指摘で、これは指摘事項だよと、去年も同じことを書かれてある。ことしも同じことにもかかわらず、同じことをずうっと言われっ放しでおるのは一体どういうことだと、真剣に監査委員さんの意見だとか助言などについて聞く耳を持たん町の体制があるのかと、こういう今度は体制、体質の問題というふうになりますと、これは監査委員さんだけではそれ以上のことはなかなか難しい分野に入ります。

それをきちんとさせるのは、今度は議会側の議員が議会で問題提起をして、改めさせていかなければいけない、立場が変わってまいりましたので、監査委員さんとしての指示が適切に行われていると、にもかかわらず同じような結果が繰り返されているという点については、これは当局側に問題があるのか、議会側が真剣に取り組んでいないからこういう結果が毎年出されるのかということになると、町民に対して申しわけない。申しわけないという気持ちでいっぱいでありますので、今言った点について、監査委員さんの指摘事項等がどうであったのかな。これは、現実こうでしたよと、当然おやりになってきたというふうに思います。それ以上のことは、もし監査委員さんのほうであったらつけ加えて言っていただければありがたいと思いますし。

それから、滞納の問題につきましてはどうやってきたのかな。監査委員さんの22ページの報告の中にもきちんと書かれておりましたですね、21年度は12億9,300万近い未収入額があったわけでありましたが、22年度は10億6,500万で、約2億2,800万というのが減ったわけですが、思えば不納欠損というのをですね、21年度では1億5,200万不納欠損処分をしちゃったんですね、どーんと。そして、22年度では3,900万をやりました、約2億近い不納欠損をやったということですね。これ以上滞納という形で数字をいっぱい挙げておいてもいかんので、いろいろ照らし合わせていって、法的にこれは不納欠損処分をしてほうがいいと。中には悪質だと我々も思うような何千万という金をですね、これは悪質だったのか、町がそれだけの体制がなくて、よう取らずにおって、町に対して、町民に対して多大な損害を与えたというところもあるわけでありましたが、しかし、それを踏まえて、議会側の体制として滞納対策特別委員会をつくりましてですね。また、町のほうも、収納課から税務課へ組織がえもしながらおやりになったという点について、一定の成果も上がったという形で、評価の面も監査委員さんから書かれておるわけですね。非常にそういうような意味で努力もされて、こういう結果になったと、いい面も非常にあったというような面もあるわけでございます。

そこで、先ほど言いましたように、愛知県全体像として、蟹江町の位置はどこにあるのと、ワースト5脱却をしたのかどうかということも知りたいものですから、監査委員さん以外にですね、そのこと書類を県の、もう出ておるはずですので、ことしの2月か3月にはもうわかっておるはずですので、そういう書類を提出をされて、頑張ったおかげでベストのほうへいきましたと言っただきや一番うれしいわけでございますので、そんなことはまず考えられんって、我々がそんなこと言っちゃ失礼でございますが、努力の成果、ワースト5から脱却して、ここまで頑張ったという数字をですね、やっぱり示すことも大切ではないかと思っておりますので、これは全体像の中じゃなくて、後ほど歳入の面のときに再度これは質問をさせていただこうと思っておりますので、全体像として監査委員さんの指摘事項についてどうであったかということから、あとは細かく質問をしていきたいと思っておりますが、監査委員さんのほうでもう一度、何か監査委員さんとしての所見ですね。結びはありますけれども、ちょっと文章には書くことができなかった、言葉にしたほうがいいというものがありましたら、平野監査委員さんもうベテラン中のベテランにおなりになっておみえでございますので、思ったことをですね、そろそろびしっと言っただいたほうがいいのではないかと、こんなような気がいたしましたので、再度、監査委員さんにお尋ねをしたいわけでありまして。文章に書くことはなかったけれども、こういう点はやっぱり問題だということがございましたら、ぜひお聞かせいただければありがたいと思っております。

○監査委員 平野正雄君

先ほどの職員の病気等の関係でございますけれども、これにつきましては、決算審査各部課の資料提出の際、時間外勤務及び出勤簿、それから病気休暇等の書類が出てまいります。それは各自目にするわけでございます。その中で、長期療養されている方等を見ますと、そこそこあったわけでございます。これにつきましては、分析は細かくはしておりませんが、個人的な理由がすべてだと思っております。部署をかわったから、その部署が嫌で精神的に参っておるとか、そういうふうにはちょっと見受けられなかったと思っております。

そういうことが、私も公務員を40年経験しておるわけでございますが、非常に辛い立場になる。相談を受ける上司等も非常に個々について、毎日毎日の職責をこなしていくうちに非常に難しいことなんですね。これは、普通は時間外といいますか、勤務が終わった後にいろいろ助言・指導、いろいろ言葉を交わしたりしてやるわけでございますけれども、なかなか日常の業務の中で関係の幹部の方々がそれぞれ個人個人の動向を見られて、どういふことだと、何で休んでいるんだとか、そういうことは早目に処理をしないと、どうしても長期化すると思っております。

今回の病気休暇等、精神的云々という話も若干聞いてはおるわけですが、このことについては、私は個人的な理由でないかなと、その方の問題だろうと思っております。決して時間外勤務がつらくてですとか、職責が履行できないからとかですね、そういう問題ではないと

思います。

それから、もう1点の不納欠損等の問題でございますけれども、これは菊地議員がおっしゃったように、21年度には大量に、条例等決まりに、ルールに従って落とされた分があるわけでございます。残念ながら本来、債権でございます。それが取れなかったその理由は、決して徴収が甘いとか、そういう問題でなく、1件1件の内容がそういうものに抵触しておるということでございまして、決して徴収のほうが良いとか、そういう問題ではないと思います。

過去にさかのぼりますと、かなり古いものもあります。所在不明の方等もいろいろ、年数が経過しますと落とさざるを得ない、そういうような条例になっておるわけございまして、そういうときを待ったのかと、そういうことではございませんので、決してそういう意味で不納欠損になったということではございません。努力をした結果だと私は思います。

22年につきましては、極めて体制が整ったということもありまして、おっしゃったように数値が上がっておるわけでございます。これにつきましては、再三再四、決算審査、それから例月関係におきまして、滞納のことにつきましては細々お願いした経緯がございます。税務課長等は耳にタコができるぐらい聞いておられると思うんですけども、特に人員配置もきちっとされておるようございまして、やっぱり、いわゆる町税というのは基幹な財政でございます。その問題について、町当局が本腰を入れてやられたという経過、職員の努力だと私は思っております。

以上でございます。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

菊地議員のご質問につきまして、まず確認でございますが、歳入のところだと、21ページにまちなか交流センターの使用料、それから同じく歳入で41ページにまちなか交流センターの雑入、それから歳出のほう165ページの件で、経費それから収入、それから支出、それから交流センターの内容、それから利用団体、行事内容、人数、それから職員の子算の関係でございますが、その件につきましては資料のほうを提供させていただきます。

それから、もう1点の町の観光協会の予算の関係でございますが、これも5月9日に町の観光協会の通常総会を開催しておりまして、その総会の資料を提供させていただきます。歳出のところまでにそろえますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○総務部次長・税務課長 服部康彦君

すみません。県下の順位でございますけれども、実は「財政のあらまし」というものがございまして。こちらのほうの発行が実は11月になっておりまして、現在、22年度の順位の状況は私どもで把握をしておりません。これを把握するためには、県のほうの税務課のほうに資料の提供をいただきまして、うちのほうで順位を並びかえないと出ないという状況で、現在、私どものほうにその資料がございませんので、22年度についての順位については把握をして

おりませんので、よろしく申し上げます。

○議長 黒川勝好君

よろしいですか。

(「一番最近のやつはどうだ」の声あり)

○民生部次長・保険医療課長 上田 実君

菊地議員の収納率の関係でございますが、国民健康保険税につきましても、先ほど税務課長が言いましたように、22年度の数字はまだはっきり数字が来ておりませんので、21年度の数字につきましても順位が出ておりますので、そちらのほうをお出しすることはできます。

以上です。

○総務部長 加藤恒弘君

大変申しわけございませんでした。すみません、今言いましたあらましというのができるのが毎年1月になりまして、前年度分1月。ですから、今おっしゃられますとおり、去年の、23年1月には21年度の部分が出ております。最近、直近のものというとなり21年になりますが、そちらのほうからの拾い上げで資料作成は可能でありますので、そちらのほうを出させていただきます。よろしくお願いたします。

○7番 中村英子君

7番 中村です。

2点ほどお伺いをしたいと思います。前年度の決算の歳入の特徴といたしましては、個人の町民税というのが2億1,300万円という、前年度比ですけれども、減少になっております。そして、1年前の決算では、法人が1億5,000万円ぐらいのマイナスになっておりましたけれども、個人の町民税が2億1,300万円という大きな金額で減収になっているということでもありますけれども、この減収の理由ですが、どのようなことが考えられるのか。これは、景気後退によって、リーマンショックの影響が2年ぐらいおくれて出てきたのか、それとも納税者のほうの構造的な変化があるのかどうかわかりませんが、この町民税の2億1,300万円の個人の減収ということについて、背景がありましたら、それについてお伺いをしたいと思います。

それから2点目ですけれども、歳出の執行率であります。22年度の不用額4億というような金額が出ております。毎年毎年、不用額というのも多いわけですが、年によつてですね、2億円ぐらいのときもあったと思いますし、また、違う数字のときもあったと思いますが、この4億円というような不用額ですが、この執行率が一覧表になって出ておりますので、98.4ですか、こういう高いのもありますけれども、81%、これは災害関係ですが、大変に低い執行率のところもあるんですが、4億円というような執行率はですね、果たして適正なのかどうか。少しこの執行率が多いということについて、背景がありましたら、これについてもお伺いをしたいと思います。

○総務部次長・税務課長 服部康彦君

まず、町県民税のほうの個人のほうの減収という状況でございます。こちらのほうは、私ども当然確定申告なり、個人の給報等によりまして、個人の方の収入の状況等を把握して課税をさせていただいているわけでございますけれども、その中で私ども、調定のほうも実は下がっております。これ、社会情勢の関係だと思っておりますけれども、雇用の関係でどうしても収入が減ってきてという状況がございまして、調定額自体も下がっているような状況で、それに伴いまして収入のほうも若干落ちているということが状況だと思います。

私どもとしては、特に社会情勢の雇用の関係だとか、そういうものを含めまして、個人の方の収入が減ってきているというのが事実かというふうに把握しておりますので、よろしく願いいたします。

○総務課長 江上文啓君

中村議員からのご指摘でございますが、不用額とおっしゃってみえるのは、決算書15ページの3億6,400万というお話でございますでしょうか。

すみません。3億6,400万が不用額だと思われませんが、こちらでよろしいですか。

(「この表、説明する表ですね」の声あり)

4億600万。

(「4億600万と書いてありますけど」の声あり)

予算現額と支出済額との比較というところですね。

(「そうですね、不用額」の声あり)

いずれにいたしましても、不用額が例年に比べ少し多いんじゃないかというご指摘だと思います。まず、その中でですね、今回、例年に比べてちょっと多かったと思われるのは、総務の総務管理費、これが5,800万ほど不用額が出ております。これは、ちょっとですね、職員給与の関係の見込みが甘かった結果、例年よりも少し不用額が多かったのかなと。あと、民生費のほうで、社会福祉費と児童福祉費のほうで約1億ほど不用額が出ております。こちらが、例年よりもやはり若干多かったのかなと。総額として1億円ほど不用額が多かったとは認識しております。

以上でございます。

○7番 中村英子君

今、税務課長のほうの答弁で、個人の収入が減ったんじゃないかというようなお話がありました。実績報告書の何ページでしたかね。実績報告書のほうに納税者の数というのが毎年出ているんですが、納税者数という感じで実績報告書に出ておりますが、この納税者数というのが、1年前に比べますとかなり減っているんですね、数字的に。納税する人の数が、納税者数というのが減っていますので、もちろんこの納税者の中には外国人の方もいらっしゃいましたので、リーマンショックの後に、ブラジルやらフィリピンの人たちというのは五、

六十名ぐらいは帰られたり、どこかへ移転したりしておりますので、その分が減ったかなと思うんですけども、そのほかに、この納税者数というのがかなり減少しているところがあるんですけども、このことの影響が私あるのではないかな。例えば、団塊の世代が今まで収入あったけれども、もう退職して均等割だけになってしまった人もいるのかどうかわかりませんが、均等割と所得割を納税する人の数が減っていますよね、減っていないですか。減っていますので、その辺のところでは恒常的な納税者数の減ということがあるのではないかなというふうに私は思ったんですけども、もしそうなりますと、この先ですね、税収がふえるというよりも、むしろこれは減少していってしまうという方向性になるものですから、その背景を伺いましたけれども、それについてどのように思われるか、少しお伺いをしたいと思います。

それから、以前には不用額の多さというのが問題になっていた時代もあったんですけども、やっぱり不用額が多いということは、見積もりに対して適正であったかどうかというような問題が常にあると思うんですね。不用額が多いと、何か4億円もそういうところに使わないお金が出てきちゃうというような、見積もりがもし適正でなかった、見積もりがよかったかどうか。不用額4億円出てくるというようなことについて考えますと、予算を組むときに、やっぱり相当の注意というか、見通しというものを持ってですね。もう少し厳しく精査するなりして、1億や2億とかね、大変に大金ですので、予算の執行の全体にも影響を与える額ですから、不用額ということを極力少なくするというこの努力というのは私は求められると思うんですけども、その点について何かお考えありましたら、総務部長でも結構ですので、このぐらいは無理な範囲なのという主張なのかね。やっぱり、これもうちちょっと予算を精査するときに詰めなきゃならないことがあるんだということなのか、やっぱりその辺についてのちょっと見識をお伺いしたいと思います。

○総務部次長・税務課長 服部康彦君

すみません。個人住民税の先ほどの話で、納税者の数が減っておるということで、実は前年度に比べまして497名減っております。均等割についても減っているということをおっしゃられましたが、均等割については、実は……

(発言する声あり)

はい。均等割のみの方が実は130名ふえておりました、均等割と所得税を納める方が627、実は減っております。その状況の中で、先ほども申し上げましたが、実は均等割のみの納税という方がふえておる状況の中で、所得割を払わなくてもいいという方が実は減ってきておるのが実際の状況でございます。これは、収入が本当に減ったということで、今後これがどうなるかということになりますと、私どものほうとしても、社会情勢の関係もありまして、何とも言えない状況はあるんでございますが、徐々に上向きかけてきているのではないかなというふうには思っておりますけれども、これは私個人の考えでございますので何とも

言えませんが、今後、こういった形で住民税の収入というのが減ってくるという可能性もあるかと思っております。

○総務部長 加藤恒弘君

今、中村議員のほうからですね、予算とそして不用額の関係で、不用額が多過ぎるんじゃないかというご指摘をいただきました。以前は不用額5%というのが多くございました。最近、情勢が厳しい折に、我々のほうも2億だとかという形で、それを2%、2.5%というような方向で進めておりました。当然おっしゃられますように、予算の段階で見直しをかけてということでございます。

今回、ちょっと給与のほうでということでございますが、給与につきましては減額の補正が——失礼しました。人事院勧告等でおくれたりしまして、その余裕を少し見たのが間違いといいますか、反映されてしまったということでもあります。

それから、1億円の民生費というのは、実は補正を上げた部分もございます。といいますのは、民生費につきまして給付金が不足するという見込みが出たものですから、そこで給付金をふやしたりという作業をして、結果、最終的には大体のところでおさまって、1億円ほど、これは1回のあれが大きいもんですから、不用になったということでございます。この件につきましては、23年度予算については当初予算の中で、民生費については実は22年度については少し控え目でやっておまして、早い時期に補正を上げなきゃいけないという状況が生まれてまいりました。ことし23年度は、そういったことのないように、1年間を見通しまして実はふやして予算を立てさせていただいております。最終的な部分でそれを精査させていただくというようなことで、できれば早い段階、余り早い段階ですと見込み違いが出ますので、そういったところまでの予算編成の仕方は変更しながら、現在対応しております。

今後も、こういったことに気をつけ、そしておっしゃられることはよくわかります。必要な経費を必要なところに使ってこそ初めて執行でございまして、そういったことには注意をしながら予算管理等をさせていただきたいと、こう思っていますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

○7番 中村英子君

今、税務課長のほうからご答弁ありましたように、働いているけれども収入が減ったという人ももちろんいると思うんですが、今言ったように、均等割と所得割を納める者という数がかかり減っているということなんですよね。このことは、私は納税者の恒常的な変化というのがここに出てきているのではないかなというふうに思うんですけれども、もしこのようにですね、納税する人の数が減っていくって、人口はあんまり変わらないんですけれども、人口の変化は少ないんですが、人口……

(発言する声あり)

うん、そうですね。少ないんですけれども、納税者がどんどん減っていくということは、本当にさっきも言いましたように、団塊の世代がやめて、たくさんの方がもう所得割を払う必要がなくなった人もいるのかもしれませんが、いずれにしても、高齢の人たちがふえていくか、あるいは失業した人がいるのか、大変なこれ問題ではないかなと思うんですね。

なぜかといいますと、これ町税の収入が上向きになるということが考えにくい、減少が始まっていくというような見方をせざるを得ないと思うんですね。いつから減少に転じているかという、2年前から減少に転じていますね。収入の税収の減少というのは、もう2年前から前年度比1億、前年度比1億数千万ということで、2年前からもう減少にこの収入というのは転じておりますので、その点についてももう少し背景はしっかりと見きわめていく必要があるのではないかなと。これは、今後の税の方向性も決まることですので、その辺についてきちんとですね、やっぱり現実を見ていただきたいなということが1つであります。

それから、総務部長ご答弁いただきましたが、おっしゃるとおりに、何か非常に財政が厳しい、厳しい、厳しいって言われながらですね、95%の執行率が許されていたということもまた事実ですけれども、しかし、金額が大きいですから、やっぱりこれだけ本当に厳しい組み方なのかなって考えてみると、例年どおりの組み方であってですね。やりたくないこと、やれないことは断っていればいいわけですから、そんなふうな組み方では、やっぱり余裕というものがあふり過ぎるのか、ないのか、ちょっとよくわかりませんが、今ご答弁ありましたように、もう少し不用額については今後考えてやっていくというようなことが必要だと思いますので、さっき答弁ありましたように、23年度、それから24年度に向けましてはですね、やはりもう少し厳しい予算見積もりということでやっていただけたらいいかと思っておりますので、そういう方向でよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長 黒川勝好君

他にございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、総括を終わります。

続いて、歳入について、16ページから43ページまで、一括で質疑を受け付けます。質疑は1人3回までといたします。

○9番 菊地 久君

歳入の町税であります。町税に……

○議長 黒川勝好君

ページ数をお願いします。

○9番 菊地 久君

町税は、蟹江町一般会計歳入歳出決算説明書の1ページ、資料の1ページです。それから、こちらからいけば、6ページ、7ページです。

まず、町税の問題でありますけれども、なぜ収入が減ったんだろうかなというような、先ほど中村議員からの質問があったわけでございますけれども、理由的には高齢化、それから大変企業が悪くて、失業者で職を失った方々とかね。大体、今627名ぐらいだという答えが出たんですが、それを原因として今回の予算調定額、収入済額の計算をざっとすると、こういうことになっていきますということを書かれておりますけれども、もっととらえ方として、例えば固定資産税というのはどうなのかな。団地が造成をされて、木造住宅だと大体何年だと、鉄筋だと何年だとかいう、いろんな評価が出てきて税金かかってくるんですが、新築の大きなマンションがどんどん建ってくれば固定資産税はいいわけですが、木造が古くなってくると税金が少なくなるというような点について、どういう形に蟹江町の税制というのはなるのかと。そのうちの位置として、今の位置ね、22年度の決算の位置として、これは当たり前な税収だったなというご理解をされておるのかどうか。それで、来年はやっぱりどういう変化をするのかな、その辺についてどうとらえておみえなのかと。

それから、税金の収入未済額でありますけれども、税務課長が言っておりますことは、今年度もそうでありますけれども、滞納者が9,672万4,000円あるわけですね。過年度分は3億6,696万3,000円ですね。それで、特に滞納については、過年度分もさておくけれども、現年度分で何とかお願いをして、滞納にならんように、ならんようにお願いをしていくというね。それは、電話をかけたり、督促をされて頑張られるということが第一だよと。そして、過年度分については、よく精査をして、悪質と思われるところにはどうしたらいいのかと。はがきを出したらいいのか、直接行ったらいいのか、差し押さえをしたらいいのかと、こういうようなことになると思いますが、具体的に現年度分が1億近い滞納があった。そういう点について、どうだったのかな、どこに問題があったのかな。それから、差し押さえというのは本当にされたのかな、競売までかけたのかな、この点について現実について報告をお願いをしたいと思います。

それから2つ目には、入湯税のあり方の問題であります。

入湯税の流れでありますけれども、非常に今年度は550万8,700円でありますね。じゃあ、21年度はどうかというと、666万6,400円です。20年は749万5,100円で、年々、入湯税というのは下がってきておるわけでありまして。観光と温泉の町蟹江町にとって、入湯税というものが非常に下がる傾向であって、これからも下がる方向なのか、上がる方向なのか。この550万という入湯税の収入については、これは現状から考えて、昨年にかわって100万近く下がっておるわけですね。その前から比べると、また100万ぐらい違うわけですね、もう200万ぐらい下がった。1年に100万ぐらいずつ下がる。来年はどうなるんだろうかな、入湯税そのものの流れですね、これは一体どうなのでしょうということですよ。

それから次に、町のたばこ税の関係でありますけれども、たばこの値上がりによってですね、いつとき、こんなもの税金上がるんじゃ、たばこなんか吸えんわさというような形で、たばこ税というものも大きく落ち込むであろうということで、最初の年は、20年のときは2億200万近くあったんですね。それで、21年になったらちょっとそこで落ちまして1億9,600万という、ちょっと下がった。それから、今回は2億300万ということで、そうは思ったほど激減していないんですね。だから、たばこ税というのは、上げたときにはえらいことだよって、たばこ吸う人おらなくなっちゃって、たばこ税はこれは減る方向だと心配をされた時期があったんですが、経過から見っていくと、たばこ税というのはあんまり落ち込みないね。相当税金に協力をしてくださっておる役場の部課長さんもお見えでございまして、議員さんの中にもよく協力してくださって、ぱかぱかぱかぱかとよう吸ってくださっておるといのは高級納税者であるんですが、奨励をしちやいかんとね、健康上問題だというようなことでね。

それから、これからの流れとして、またたばこ税を上げるというような動きもありますけれども、このたばこ税のとらえ方ですが、たばこ税がこういう形で入ってきたときに、横並びに来ておるわけですが、またこれが心配されるのは、たばこ税が例えば上がったときにはまた下がる心配なのかどうなのか、今のところどんなふうにとらえられておられるのかな、こう思います。一遍、所見だけで結構でございますので、言っていただきたいと思います。

それから、歳入歳出の決算の説明書のほうの1ページでございますけれども、分担金及び負担金のことであります。

そこで、右のほうに書いてあります保育所運営費、小・中学校給食費保護者負担金収入未済額、100%じゃなくて99.4となっておりますけれども、ここでお尋ねするのはですね、特に今言われておりますのは、学校給食の保護者の負担金の問題であります。ここへ入るのかどこなのか、ちょっとわかりませんが、給食費の関係で質問していきたいと思うんですけれども、現実、教育長のほうはとらえておみえになると思いますが、学校ごとに給食費を払わない、払えない、その実態は掌握されておると思いますが、その問題について、これから出ておりますのは、子ども手当が名称が変わって、また児童手当になるかどうかわかりませんが、その中からもう手当から引いたらどうだというような流れや方向がありますが、現状、本当に父兄が持ってきてくださらない金額について、きちんと数字的に掌握をされておるのか。実態的に、このぐらだからといって先生が肩がわりをして、表に出ないような数字というものを掌握されておられるのかどうかね。非常に難しいことがよく言われております。あそこの子は給食費も払わずにおるよと、金はあってもお母さんパチンコ屋へ行って遊んどるがやとかね、そんなことを耳にしたりすると、子供さんの教育にとっていいんだろうとかね、思ってくると、学校の給食は国策でやっておるんだから、全部国で持ちや

ええんですよ。私は昔からそういう考え方ですが、学校で給食をとというのは、学校教育の一環として戦後、日本の教育行政の中で給食をとということになった経過がありますので、だったら、国策なんだから全部税金で賄ってあげて、皆さんに同じ食事をとってもらええと、私は基本的にはそういう考え方ですが、現状の法律はそうではありませんので、一応もらえるものがもらえないということは、やっぱり欠損になっておるわけですね。欠損になっておる数字というのは、一体どういう形であるのかな。

それから、保育料の問題もそうですね。保育料を、子供を預けるけれども、払えないまま、保護者負担金が未納になった者、その子がもう例えばおらなくなっちゃうと、なかなかまた父兄取りにくいんですね。そういう、当然保護者が払わなければならない金が未収入として、ここに出ておる数字がこういう数字で今年度はよろしいでしょうかという点について、ひとつお願いをいたしたいと思います。

○総務部次長・税務課長 服部康彦君

すみません。大変たくさんご質問いただきました。もし答弁漏れがありましたらご指摘をいただきたいと思います。

まず初めに、町税のほうの関係の今後の考え方ということで、実は町民税が落ちた、収入が落ちたというのは、先ほども中村議員もおっしゃられましたが、団塊の世代の方が出られて、高齢化が進んで納税をされる方が少なくなったというのも確かにございます。そうした中で、菊地議員から固定資産税があった場合にどうかというようなことも踏まえておっしゃられたわけですが、固定資産税につきましては、新築家屋がふえれば当然そういった形でふえるということがありますけれども、現在の状況では余り実は新築家屋のほうはふえておりません。当然、土地の税につきましては、評価替えがございますので、これは逆に年々下がっていくような形になっておりますので、税収としては下がるような状況になっております。

私どもの考えとしては、町全体としてどうしても税収が年々減っていくということはもう明らかであると私自身は思っております。先ほども、その中で後ほど言わせていただきましたが、入湯税についてもお話がありました。これについても、松岡豊泉閣さんが22年2月に事業をおやめになられたという状況がありまして、実際に年で110万円ほどの税が減ったというのは確かな事実でございます。こうした状況を踏まえまして、私どもとしても、できるだけ町税につきましては皆さんからお支払いをいただくということで考えておりますが、財政のほうにもお願いして、支出をとめていただくような形も出てくるのではないかとというふうに私自身は思っております。

それから、現年度分の滞納者を減らすというお話がございました。これについては、私ども滞納対策本部会議でもお話をさせていただきましたが、納期ごとに年4回電話での催告をさせていただいております。納税者の方からは毎回毎回うるさいというお電話もいただくわけでございますが、これについてはくどいほどお電話をさせていただいて、できるだけ早い

時期にお納めをいただくような方法で、職員のほうには、怒られてもお願いしますということで電話をかけていただくようにして、現年度のほうの収入については実はお願いをしておりますが、なかなか生活の状況が悪くてお支払いをいただけない方もお見えになりますので、今後、これについても再度対策を考えていきたいというふうに思っております。

それから、過年度につきましては、差し押さえにつきましては、実績報告書のほうにも挙げさせていただきましたが、こちらのほうで差し押さえの件数を挙げさせていただきました。22年につきましては180件、実は差し押さえの処分をさせていただきました。21年度については154件ということで、26件ふえております。この主なものが、預金が中心的に私どもは今、現状としてはやっております。

その中で、生命保険、それから不動産等も差し押さえをさせていただいておりますけれども、不動産につきましては、どちらかといいますと、任意競売のほうが多うございまして、町自体が公売をしたということはありません。こちらのほうにつきましては、任意で競売をしていただきまして、私どものほうに税金をお納めをいただきまして、差し押さえを解除させていただくということをしております。また、生命保険につきましては、現状できる限り私どもは失効した生命保険については換価をさせていただいております。これは、生命保険自体の効力がなくなったものについて、すぐ私どもは現金化をさせていただいて税に充てさせていただいております。有効となる生命保険につきましては、これを解除しますと、その方の将来的ないろんな財産の蓄え等もあります。死亡保険とか、そういったものも出なくなってしまうので、これについてはできる限りお話し合いをさせていただいてお納めをいただく。ただ、本人さんがもうお金が払えないので生命保険を解約してくれと言われた場合には、これを私どもは現金化をさせていただいておるのが状況でございます。

それから、入湯税の状況につきましては、先ほども言いましたが、実は年々下がっておるという状況でございます。これは、先ほど観光の町とおっしゃられましたが、実は豊泉閣さんがやめられたという原因が一番大きなものでございます。あとの入湯税の収入でございますが、こちらのほうは富吉温泉さんとか尾張温泉観光ホテルさんのほうが主なものになっておりますので、こちらのほうも実は寒い時期には大変多くの方がお見えになるわけでございますけれども、どうしても4月、5月、そういった時期には大変人数が少ないという状況が続いております、平均的な収入しか望めないというのが現状でございます。

それから、町たばこ税のことをいただきました。こちらのほうにつきましては、実は今年10月にたばこ税のほうが、ごめんなさい……。すみません。22年10月にたばこ税が値上がりになりました。その関係で、実は翌月、それから12月につきましては大変収入が少ないという状況がございました。その状況を私ども見まして、実は減補正をさせていただいたわけでございますが、実際にはその後から収入がもとに戻ってまいりまして、現状では平均的に毎月1,600万ほどの収入があるという状況でありまして、これはもとに戻ったという状況があ

りまして、多分22年度と同じ数字が23年度については上がっていくのではないかというふうに考えておりますが、また今度値上げをするという話が出ております。これは、1,000円になったら相当やめられる方が多いんじゃないかというふうには私は思っておりますけれども、税収は減らないということを国のほうは言っておりますが、果たしてそうなのかというふうに私はちょっと疑問を感じておりますが、ちょっとこの点についても、値上げが進めばたばこ税の収入も減るのではないかというふうに思っております。

以上です。

○給食センター所長 長尾彰夫君

よろしく申し上げます。

先ほど菊地議員のほうから給食費の未納ということで、最近、本当に私ども蟹江町だけでなく、全国的に本当に未納のご家庭が非常に多くなっております。決算書の21ページでございますけれども、22年度の未納額の決算額としましては41万1,721円でございます。実は、昨年度、この額が25万5,402円でございますので、21年度に対して15万6,319円の増となっております。これにつきまして、私どもも年5回の督促を行ってございましたけれども、なかなかご家庭のお父さん、お母さんにお会いすることが非常に厳しい状況でございます。その中で、学校と私どもとタイアップしまして、きょう現在でございますけれども、11万9,810円収入いたしまして、現在では29万1,911円となっております。今後も、引き続き学校とタイアップして、夕方とかそういうときにできるだけお父さん、お母さんにお会いしてですね、集金させていただくように頑張ろうと思っております。

それで、22年度の未納額の内訳でございますが、19年度分としましては5名で4万8,180円、それから20年度分につきましては5名で7万9,520円、それから21年度分は1名で3,250円、22年度分は26名で28万9,650円で、合計金額が41万1,721円ということでございます。現在、個別に話し合いをし、電話などをしてやっておりますが、なかなか連絡がとれないと、そんな状況でございます。中には、DVで居所を秘密にされているご家庭もございますので、そのような方に対して今後どのように対応していくかということで、転出先は私どもでも把握しておるんですけれども、DVということで、私どもから直接ご本人に郵送で手紙を出すというのは非常に厳しい状況でございますので、転出先の町村とも話を進めながら収入に努めたいと思っております。

それからあと、先ほどお話がありました子ども手当の関係でございますけれども、これにつきましても22年度、教育課の協力を得まして、子ども手当のほうから充当させてほしいということで、それぞれ保護者の方にご了解をいただいて収入をさせていただきました。合計で15万1,427円を子ども手当のほうから私どものほうに充当させていただきました。内訳は、小学生が6名から中学校が6名ということでございます。子ども手当につきましては、今後、法改正でございますけれども、保護者の了解が得られれば、口座より天引きできる制度に改

められるということを聞いておりますので、今後も積極的に対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

私のほうから、保育料の関係になりますが、保育料未納の過年度の方については4名の方が見えまして、結構な金額になっております。今現在、保育に通ってみえない子供さんが小学生になったとかというお子さんが多いわけなんですけど、この場合については、あくまでも子育て推進課においては子ども手当がございますので、そちらのほうから保育料のほうへ回すということを今現在行っております。その辺については、保護者の方についてもその旨ご了解を得まして、子ども手当から引き続き保育料のほうへ滞納分は回させていただきますというようなことになっております。

今回、10月以降の来年の3月分まで、子ども手当が改正されますが、保育料については特別徴収で取ってもいいというようなことも記載をされております。その関係上、特別徴収をやりますと、保護者の方にとっても当てにしてみえる方も見えますので、あくまでも私どもは話し合いで、話をしながら領収書をとって、子ども手当を全部保育料のほうへ回していただくようお話はしております。

現年については、保育所所長からも積極的に滞納されている保護者の方に、送り迎え等のときに見えました折に保育料の件はということで催促をさせていただいております。滞納の方についても、電話でもうちのほうは連絡をして対処している状況でございます。

以上です。

○9番 菊地 久君

21ページに今の数字が出ておるわけですが、問題になりますのは、学校の給食問題も、ああいう新聞やいろいろ書かれてくると、大勢の父兄が悪質で、給食費も納めん人たちが大勢おるような印象が今強いわけですね。数字上、ここに出ております例えば小・中学校の給食費保護者負担金の滞納額でありますけど、13万3,331円と今年度分が出ておるわけですね。それで、昨年度は足していないんですね。ここに出ておるのは今年度分ですね。昨年度だとかその前だとか、その前をずうっと足していったときは、どういう処置をされるのかなど。今年度の数字はわかり、去年の数字、そのうち持ってきたのかな、もう要らなくなった、この辺のところちょっとわかりづらいですね。

それから、例の保育料の問題でもそうなんです。この数字は100万と書いてありますが、今年度ね。例えば、昨年どうだったの、その前の人たちは残っていないの。税金と一緒になんですよね。払えない人はね、正直言って、明るく年払うとか、もう去っちゃってから、過ぎちゃってから持ってくるっていう人は存外少ないんですよね。人間のこれ心理かもしれないけれども、税金でもそうなんです。一たん滞納しちゃうと、滞納した分をちょっと今度景気がいいで、前の分を納めようかって積極的に来て納めてくれるというのは、人間ておか

しなもんでね。すばらしい人はすばらしいんですが、なかなかとね、いろんなあれが考えがあるものですから、数字の上で出るんですよ。だから、ことしのこれ数字だと思うんですが、足してあるんですか、ちょっとお尋ねしますが、去年も足してですか。ちょっとすみません、もう一度。

○給食センター所長 長尾彰夫君

全部足した数字でございます。

それから、あと、先ほどちょっと答弁漏れでございますけれども、学校の先生の立てかえにつきましては、過去にはあったということをお聞きしておるんですけども、現在は先生の立てかえは絶対しないようにということで、すべて未納になった時点で私どもに給食センターに報告をいただいて、悪質な方については給食センターが率先してご自宅のほうにお伺いさせていただいて収納すると、そういう流れに今させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

保育のほうも足してございます。あくまでも、保育料のほうは、悪質な方が結局は4名ほど見えまして、あくまでも毎月毎月お支払いする金額等と、当然まだ子供さんが小さいので、子ども手当についてすべて保育料のほうへ充当していただいて、話のほうは済んでおります。以上です。

○9番 菊地 久君

決算のね、私は数字上を見ておるんですが、こういう書き方だと私は、単年度決算なものですから、あくまでも1年で発生したというのが一般的なんですよ、数字上。繰越金額じゃないんですわ。あくまでも、会計年度は単年度決算なんですよ、1年1年ね。監査委員さんに聞けばおわかりだと思いますが。そうすると、過年度分という数字だと繰り越しなんです。わからない、これはだれが見ても、今年度発生したという数字になるということです。

今まで、私はよう気がつかんで申しわけない。全部単年度、単年度で、全部済んじゃったという思いがあったものですから、そうするとここに書いてあります数字というのは、今までの繰り越されてきておるよと。そうすると、一番古い人は何年ぐらいから繰り越されて、ずうっと来ておるのかなと。そして、その人はいつの時点でその数字はなくなるのかなと。税金で行方不明で5年間居どころわからん、5年間全然わからないと、これ不納欠損で落としちゃうのよ、それからこれらも。そうすると、これをどこかで、どういう財産処分をね、こういう財産処分の仕方はどうやっておみえになったのかなと。私もそこまで気がつかずにおったんです。いけないんですが。どこで処分をされるのか、いついつまでもこれはずうっとお持ちになっておるつもりなのかなと、一応町の財産ですよ。だから、その辺がちょっと、私は今初めて聞いたものですから、ちょっと理解に苦しむんですが、そういう会計の仕方、いついつまでも繰り越しておってよろしいのかな、これいいの。いいんですか。こう

いうやり方だったのか、申しわけない。

○総務部長 加藤恒弘君

大変申しわけございません。収入未済額のお話でございますが、年度切りかえたときに確定し、繰り越しますので、基本的に昨年度の分を繰越金として、滞納として繰り越します。これは、そのような形で毎年動いておる状況でこちらを作成させていただいておりますので、それはご理解いただきたいと思えます。

そして、基本的にはこの分担金、負担金についても、5年間の法定期間があります。ただし、時効の中断の問題もありますので、そういった手続を踏まえてこの徴収に当たっております。ですから、古いほうから充当させていただいて、それを消していくと、5年間たないよう消していって、歳入させていただいて、次の年から。ですから、給食センターのほうも、実は19年度からのお話をうちの所長がさせていただきましたが、19年度のものは、これは必ずことしじゅうに何とか収入すると。そうしますと、20、21、22、23となりまして、来年度までまた次になる、これをできるだけ早くいただけるような、そういう努力をして今、解決に向かわせているというのが現状でありますので、会計の繰り越しとしては税の滞納と同じように、繰り越しを次年度に行うということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○教育長 石垣武雄君

すみません。給食費の問題でありますけれども、例えば継続という場合がある。例えば、小学校5年生の石垣が、例えば給食費を未納とします。そうすると、6年生に行きますね。そして、中学校へ行くわけです。そうすると、ずうっと未納で、一部ずつ払っているわけですので、同じ子供がずっと継続しておるわけなんですね。それで、こういうようにちょっと足し算をさせていただいているというところではありますが、今のお話で、努力しておるわけでありまして、さらに確かに卒業した後とか、そのあたりも給食センターの係が、学校は手が離れますので請求等々行っているわけでありまして、なかなか難しい面もあるなということは思っておるところであります。

それから、先ほど先生の肩がわりはないという話で、そのとおりでありますし、もう一つ、子ども手当もそういう親さんの理解、了解を得られたらというような条件つきでありましたので、そういうふうな形で一部ですがしておりますし、また、準要保護の制度がございます。これ、学用品と給食費の補助、3分の2ほどということでありまして、これにつきましても親さんの了解を得ながら、もしこういうようなところがまだ払っていなかったら、そちらのほうへ払っていただくということで対応しておるところでありますけれども、そんな状況であります。

以上です。

○議長 黒川勝好君

他に質疑はございませんか。

○1番 松本正美君

1番 松本でございます。

ページ数は16ページの歳入のところの町税の固定資産税ですけれども、先ほども菊地議員のほうからも固定資産税に対してお話があったわけなんですけれども、特に今、次長のほうからも、これから新しい家が建てば固定資産税もふえてくるけれども、これからはふえてこないというような話もあったわけなんですけれども、特にこれから高齢化になってくるとですね、名義というのは3人名義の方もあれば、2人名義の方、いろんな名義があるわけなんですけれども、名義変更などによっても税収も変わってくる部分が出てくるんじゃないかなと思うんですけれども、そのまま名義を、おやじさんが亡くなったり、名義に入っていた方が亡くなったとかしてくると、そういった部分でやっぱり固定資産税も変わってくるんじゃないかなと思うんですけれども、そこらのところはそのままなくなると。本来ならきちっと手続をしなきゃいけないんですけれども、そのままになっておる部分もあるんじゃないかなと思うんですけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部次長・税務課長 服部康彦君

すみません。固定資産税でございますけれども、お父様が亡くなられて相続ということになれば、そのまま相続された方に同じ税額が行くこととなります。これは、ほかに財産をお持ちの場合ですと合算をしてやりますので、若干100円単位での差というのは出てくるかと思えますけれども、それに変わりはありません。ただ、手続をされない場合というのがあります。これは、相続になかなか時間がかかったりする場合につきましては、納税管理人というのを付けていただきまして、その方に一時的に納税をしていただくという形で、例えば1年、2年の間に相続をしていただいて、正しい名義に変えていただく、相続をされる方に名義を変えていただくという方法をとっております。

それ以外で、なかなか未登記家屋なんかですと、登記をしなくてもいい状況がありますので、そういったものについてはそのまま名義変更をしていただくというような手続をとっておりますので、固定資産税が大幅に変わるというようなことは、亡くなられたことによって変わるというようなことはございませんので、よろしく申し上げます。

○議長 黒川勝好君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

○議長 黒川勝好君

他に質疑がないようですので、歳入を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。この休憩の間に各課長等の入れかえをよろしくお願いをいたします。

45分に再開をさせていただきます。よろしく申し上げます。

(午前10時28分)

○議長 黒川勝好君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 黒川勝好君

歳出、款別に質疑を受けますが、款別ごとに1人3回までといたします。

1款議会費、44ページから47ページまでの質疑を受けます。ございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、1款議会費を終わります。

続いて、2款総務費、46ページから97ページまでの質疑を受けます。ございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、2款総務費を終わります。

続いて、3款民生費、96ページから129ページまでの質疑を受けます。ございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、3款民生費を終わります。

続いて、4款衛生費、128ページから151ページまでの質疑を受けます。ございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、4款衛生費を終わります。

ここで、各課長等の入れかえを行いますので、暫時休憩をいたします。お願いをいたします。

(午前10時45分)

○議長 黒川勝好君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長 黒川勝好君

続いて、第5款農林水産業費、150ページから159ページまでの質疑を受けます。

○9番 菊地 久君

153ページ、地域特産物育成整備工事請負費です。それで、こちらの実績成果の報告書のほうだと52ページ、これはですね、特産品としてイチジクの育成のため、蟹江町の土地のところへ当時、イチジク多分10本だと思うんですが、10本を特産品として育てたいということで、10本のイチジクの木を植えたわけですね。それで、整備、肥料やいろいろやって100万を要したわけですので、私からいうと、1本10万円のイチジクをここへ育てて、特産品として町がやるということについておかしいという、基本的にはそんなとろいことやってはいか

んよというのが私の考え方ですが、そうはいつでも、こうやって100万円のお金を投じてやった事業でございますので、その後のこのイチジク10本の木の成長過程とイチジクを育てるためにどのような形で、だれが、どのようにお育てを今なっておるのかなど。カラスになったイチジクは食われるといかんで、保護せにやいかん、対策をやらないかんだろうし、水もやらないかんだろうし、大変なことを一生懸命おやりになっておると思いますので、その実態について、ひとつ中身の報告をお願いいたします。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

この105万につきましては、町の土地とそれから東のほうの個人の土地と両方ありまして、105万は東のほうの土地のところを埋め立てしましたけれども、普及所の方々に聞き及んだところ、土が悪いということで、搬出をしました。それと、イチジク10本に対しては、その周りに肥料とか水やりというのは、いちじく部会の方々と弥富の農業普及所の方々に聞きまして、10本を植えました。それで、水やりと草刈りについては、職員がやったり、自分が土日、職員と一緒に出てきてやったりして、今現在、2年目を迎えて、カラスとかムクドリに食われそうになりましたので、いちじく部会の方に聞いたら、ミカンを、スーパーで売っているネット、それを3つに切ってイチジクに、もう食べれるちょっと1週間ぐらい前にそういうのをやるとムクドリとかカラスは食わないということを知りまして、それを実施しました。

（「だれがやったんですか」の声あり）

自分と職員でやりました。

以上です。

○9番 菊地 久君

非常にまじめな方なものですから、まじめにご答弁をしてくださっておるんですが、現状、1本10万円かけたイチジクが、ただそれだけじゃいけませんので、水をやったり、いろんな手当てをしておる費用というものは、この100万円工事費用とか、その後の維持するための維持費だとか、そういうお金というのは、決算書の中でどこで発生をして、幾らのお金が今必要になって使っておるのかなということを知り、これをおわかりなんだろうかと。例えば、部次長のお宅が、例えば1時間行って、お水をやったりすると、時間当たり2,500円ぐらいになるのかな、工賃計算するとね。おやりになって、忙しい中を割いて、麦わら帽子をかぶってやっておる姿を見ると、ああ頑張っておるなと思う人と、何だあんなとろいことやったりあすと思う人と二通りおるわけ。

しかし、これは町の特産のイチジクだということで、町長の推薦のイチジクだから、もしもあんたがイチジクを枯らせてしまったら首になるかもしれんもんな。だから、何としてでもイチジクを守らないかんという公務員の使命みたいなね、使命感に燃えてやっておるよと、私は皆さんに何とか説明せないかんもんで説明しておりますけれども、そこまで来たまでの

費用というのは、どこに出しておるのかなという点が1つ。

それから、イチジクが、あのときにも出たと思うんですが、大体一人前になってとれて、売れるようになるのは3年かかるがやって皆さんおっしゃっておるわけ。だから、3年間というのは、イチジクになったやつ、今、カラスに食われちゃいかんということでやっておるんですが、今のイチジクというのはまずくて食えんわけ。今、できたやつをとって、イチジクの好きな人この中に見えるもんね。わざわざ買いに行く人もおるし、わあっと手を挙げるぐらいイチジクファン多いんですよ、好きだ言ってね。だから、そのイチジク、なった今のイチジクを食べられるかどうかなんですよ。

カラスに食わせるぐらいなら、欲しい人に食ってもらったほうがいいよね。それで、カラスが食うとって、何か保護するよりも、人間に食ってもらうほうがいいような気がするし、それは町の一つは今、町の財産だもんですから、1つでも2つでもとると、それは町の公有財産を処分するに当たってだれが責任を持つかということ。カラスのやつはしようがないよね、カラスだもんでね、逮捕するわけにはいきませんが。例えば、職員や我々が、これは町のイチジクだから、立派になっておるだ、味をみようかといってとるとするわね、それはいけないわけでしょう。そうすると、今なっておるイチジクはだれが処理をされる、そのままほっとけば、これは罪にもならんけれども、それをとってきたら、食べたすると、それは所有権は町にあるわね、今ね。そうすると、いけないわね。例えば、職員がとって食べると、それはどういうことになるのかとかさ。町の財産だもんね、税金使ってやっておるやつだもんで。それについて、今までそのイチジクを、カラスに食われちゃもったいないからといって、どうされておったのかな、現状。

それから、どのような形で維持管理をして、かかった費用というのは人件費、我々はすぐ人件費を計算するわけよね。大体何時間でこれをやると、それはむしろ部長がやるよりもシルバーさんをお願いをしたとか、それから花き部会の方が、補助金出しておるもんで、補助金の中でひとつ育つまでやってちょうだいだとか、やり方はいっぱいあるんですけれども、そういうことではなしに、部長がみずから職員と一緒にやっておるというのはどういうことなのか、ちょっと理解に苦しんでおるんですが、その点についても、基本的な考え方をお聞かせ願いたいんですよ。ちょっとお願いします。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

昨年、植えまして、それで2年目になりますと、ある程度イチジクがなるということを開きまして、堆肥、牛ふんを入れました。それは、この土木農政の中の消耗品で買いまして、イチジクの根の周りにやりまして、あと草ばっかり刈っておってはだめということで、防草シートも、いちじく部会の方の余りをもらいまして、今、黒い防草シートが5列か6列、防草シートが引いてあります。それも我々職員でやりました。あと、ことしとれた網かけしたイチジクについてはとってきまして、20個ぐらいありました。それは、みんなで一度どんな感

じか試食をしてみました。非常に甘くておいしかったです。

以上です。

○9番 菊地 久君

まじめに本当お答えになっておるんですが、町の特産品として、だからといって町の職員が責任を持ってそれを育てて、3年たつと売れる。3年になったときに10本の木からイチジクが、1個幾らか知らんですよ。一般的にシロイチジクは高いとかいうが、一般的に今あっちこっち出てるのは、5個で300円だとか、いろいろ出てるわけよね。そうすると、10本のイチジクの木に例えば300個なると。そうすると、3,000個できたと。それで、売るのは50円で売っていますので、実際売ると幾らか知りませんよ、2,000円でもいいわね。例えば20円でもいい。それで計算していったらこういくと、おおそうかと、これだけの収入があると。そしたら、これだけ収入があってもうかると、幾らなんだ、これよく計算してみると。20円で幾つできる。幾つの計算やっておる、あんたら。300個とかだれか言った、あの当時ね。1本の木に300個もできる。

(発言する声あり)

ならんのか。

(「ならん」の声あり)

あ、そう。50個ぐらいか。えらいこったね。いや、私もよく知らん。たしか、あのとき私そんなこと言ったような気がして、計算するとこうなる。勉強不足で申しわけない。あんた、後で言って。大体、1本の木で、来年は大体何十個ぐらいなると。それをまちの駅に並べて、1個50円ぐらいで売れると、大体100万かけたやつを、これ10年もたったら元引けるかなとかさ。だから、そう焦っちゃいかんよと、町のこれは目玉なんだから、町自身が町長を中心にして「いちじくの蟹江町」という町を売り出したいと、キャッチフレーズにすると、観光の目玉にすると。大きなこれは大事業のうちのことなんだから、細かいことを言うなよと、任せておけよということで、おたくは本当に偉いもんだと思うよ。堂々とされてね、参ったかということで私たちを説得してくださっておるもんですから、何とも言いようがありませんけれども、これはじっと見ておるよりしようがないわけ、今の立場ね。見ておるよりしようがないけれども、結果はどうなのかということは、来年は来年でまた言わないかんもね。この間はどうだったの、イチジクどうだったの、部長、イチジクどう、どうって聞かなあかんもんで、皆さんが聞くもんでね。しばらく待ちやあよと、1本10万円のイチジクだけでも、こうなって、みんなが喜んでくれて、こういうふうだよと、蟹江のイチジクすばらしいよと。西川部次長がみずから手をやって、職員でみんなしてつくり上げたすばらしいイチジク、内閣総理大臣賞もらえるかもしれんものう。そのぐらいのすばらしいイチジクになるかもしれんもんで何とも言えませんが、今言ったあなたとして、3年たったときに10本のイチジクから大体何個ぐらいのイチジクができて、どのぐらいの収入があつて、経費は大体ど

のぐらにかかるとかなど。だから、これは、金銭的な話ですよ、私、いい。金銭的な、商売ね。農業者と、農業従事者という立場で今物を言おうとし、そういうこと。

別の角度で言うなら別よ。政治的な背景と政治的な、それはまた別として、単純に私が農業従事者ということで、そういうのを投資をして、イチジクをやって、売ろうとすると。そうすると、ペイできるかな、どうかなど。いや、これはもっとやったほうがいいかなど、10本といわずに100本、大府や安城や常滑に負けんように、あれだけの大きなイチジク畑にして、イチジクが蟹江町の産業になって、全国的に有名になるその一歩だと、こういう広い気持ちで菊地議員はもっと考えてもらわなあかんぞよとあなたが思って、私におっしゃるなら、そのように正々堂々と行ってもらいたい。だから、その前の細かいことを私、そんな大きなことわからんもね。細かいことで計算したときに、どうなのと。だから、あなたの計算をしておることをちょっとここでお聞かせ願いたいと思う。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

10本のうち、肥料のやり方がよかったか、悪かったかわかりませんが、二、三本はどうしても貧弱で、よく肥料の行き届いたのは大体、今回でも20個ぐらい1本でできています。それで、いちじく部会の方に聞くと、来年は30個以上できるということをしていました。それで、ふるさと振興課と、それから政策推進室と、来年はまちなか交流センターでどのように売って、残ったシロイチジクとして売れないのを、またジャムとかいろんなものにするのを今3つの課で、今後どうしていく。観光協会も交えまして、2年目まで、今年度まではこれで終わりでいいんですけれども、来年、本格的にできたときに、イチジクの販売、販路をどのようにしていくかということ、1年間かけて考えていきたいと考えています。

以上です。

○議長 黒川勝好君

他にございますか。

○2番 山田新太郎君

2番 山田新太郎ですけれども、私の母親はですね、龍照院じゃないけれども、善敬寺の前にある大原の家の出なんです、大原の家はイチジクをずうっと、私の小さいころ、おじいさんがやっておられまして、なぜ高いかという、蟹江川ですね、天皇、龍照院のところまで大体、蟹江川のことを塩川というんですけれども、塩水が上へ行ってたんですね。イタリアでもよくやっていますけれども、トマトが甘いのは潮風が吹くから甘いわけですよ、イタリアの南部のほうの話ね。蟹江町も一緒に、塩水が行っていたから、蟹江川の流域ほとんどイチジクが植わっていて、それはうまかったんです。

今でも私の母親は言いますが、蟹江町のシロイチジクは、普通のシロイチジクの3倍の値段で取引をされておられたそうです。だから、中央市場へ持っていくと、普通の人は手が出せませんので、高級料亭がすべて引き取るということで採算が合ったわけですね。だ

から、須成のほうでもたくさんの方に委託して、それを持って行って売って、普通のシロイチジクの3倍ですから、一般の方の口には入っておりません。

それで、私、実は野球をずうっとやっておったんですけれども、蟹江町のスポーツのほうでやっておったんですが、一応言っておきますが、私ずうっと5年間ほど、蟹江町で一番のチームに所属して、正キャッチャーでした。5年間連続で蟹江町代表でも野球に行っております。その監督が私どもに言うんですね、「おう、きょうは宮内庁からイチジクが3箱注文が入っておる」と。私がつて、その監督が言うんですよ、だれに食わせるんだと。おまえみたいな者は聞くなと、冗談ですけれども。とりあえず教えてもらえなかったと。よく見てみると、今伊勢にだれがおるんだと。自分で探したところ、皇族方がおられるわけですね。

○議長 黒川勝好君

新太郎君、どういう質問ですか。

○2番 山田新太郎君

要するに、イチジクというのは、普通のシロイチジクは今は普通の値段なんですよ。それで、量は大体2週間、収穫できる量は。安城のほうのイチジクは、あれはコウライイチジクというんですけれども、大体3カ月、うまくやると収穫できるんですよ。だから、同じ広さでとれる収穫量が全然違うんです。だから、多分頑張っても、蟹江町でそれを専門にやるというのは私は難しいと思うということです。

以上です。

○議長 黒川勝好君

他にございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、5款農林水産業費を終わります。

続いて、6款商工費、158ページから167ページまでの質疑を受けます。

さっきのあれあったけど。

(「資料」の声あり)

うん。資料は出ますか。まちの駅と観光協会ね、資料か何か出ていますか。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

お昼から間に合わせるようにしますので、ちょっと……、お願いできませんでしょうか。

○議長 黒川勝好君

それでは、この商工費を後に回させていただいてよろしいですか。よろしければ、そういう形で。

では、商工費を後に回して、順番をちょっと変えさせていただいてもよろしいですか、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、ただいまの6款商工費、158ページから167ページの質疑につきましては後ほどにさせていただきますして、続いて、第7款土木費、166ページから185ページまでの質疑を受けます。ございませんか。よろしいですか。

○9番 菊地 久君

ページ数がちょっとあれですが、ここにJR複線の負担金という形ですね、会があつて、協議会に出されておるもんですから、それに関連をしましてお尋ねしたいんですが、JR関西線問題で、一般質問で伊藤俊一議員の質問に対しまして、北の駅の改札口の廃止に絡んで、町長はあその駅は橋上駅の考え方があるということをお答えをされたわけでありまして、したがって、橋上駅というのをお考えになられるということは、まずは大体、国の事業費の補助金は大体何ぼであつて、地元負担金が何割ということは基準があるんですよ。その前に、本当に橋上駅がという事業認定をする過程がありまして、法律上あるんです。それが可能なのですかと。可能だとすると、地元負担金というのは蟹江、これは例がですね、弥富が近鉄駅なぎなた大会、全国大会が来たときに、弥富が近鉄の橋上駅をやった、その経過がありましてね。それで、近鉄が幾ら出して、当時の弥富が幾ら出したっていう資料がある。それを基準にしたときに、蟹江の近鉄駅ができるんだろうかということをお尋ねしました。

財政的に町の負担金が、そうすると例えばオーケーしても払えるかどうか、その金額。それとあわせて、JRの今、橋上駅について真剣に町長はお考えだというお答えがなされておりますので、具体的に橋上駅についてどういう働きや、どういうことをするとどうなのだよと、いつごろまでには橋上駅の問題について、JRと例えば国に対して本当にここが橋上駅を申請をしたときに補助金が来るのか。例えば何割来るよと、それで地元負担金はこれだけだよと、蟹江とJRが半々で持とうかとしたときに、それだけの財政力があるのかどうかと。近鉄もどうだと、一緒にしてやりたいと、そういう計算してくると、ざっと何億という金を計算して出さなきゃならんか、払いは覚悟せにやいかんと思っておりますが、今のところ町長は、橋上駅という話を出していただいたもんですから、具体的に流れとして、橋上駅の流れについて、ひとつどういう今思いなんでしょうかというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 黒川勝好君

菊地議員、ただいまの質問は、何ページのところに関してでございますか。

○9番 菊地 久君

土木費の中のJR高架負担金、協議会のところ、見て。

○議長 黒川勝好君

それが入っておらんですけれども、何ページですか。

(発言する声あり)

菊地議員、今の質問ですと、161ページの商工費になりますので、後に回させていただきますので、またそのときにお願いいたします。

今、166ページからの土木費になっておりますので、これは後に回させていただきますので、他に質疑ございませんか。

○7番 中村英子君

実績報告書の58ページですけれども、まちづくり交付金、今、土木費ですよ。

○議長 黒川勝好君

はい。

○7番 中村英子君

土木費ですので、土木費でいいですけれども、実績報告書の58ページですけれども、土地区画整理事業ということでまちづくり交付金事業で、国か県からのほうの補助金もいただきながら、この区画整理事業につきまして補助金を出しているわけですが、今も問題になっておりますように、駅北の改札口ができないという話であります、今見てみますと、ロータリーがもう完成しておりますので、プラットホームの長さのほぼ真ん中辺の北側にロータリーというのがもうちゃんとできていますね。このロータリーができてはいるんですが、それは何のためにつくったのかといたら、多分それは駅へ来る人のため、改札へ行く人のためにつくっていると思うんですけれども、そのロータリーと駅舎の間は全く空間になっておりまして、本当に今も草が生えておるような状態で、全く連結していないわけですが、こういう片方ではロータリーをつくって、もう片方では改札口ができていないという、このアンバランスな状況というのがどうして生まれるのか。見ていてですね、何ということだ、知らない人が見れば、ロータリーはできているけれども、全然駅と関係ないという姿になっているんですよ。何でこういう姿になるのか、単純な質問ですけれども、お願いしたいと思います。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

私からお答えさせていただきます。

単純なお答えをさせていただきたいと思いますが、区画整理事業は都市計画事業でございます、区画整理事業を行う場合、必ず都市計画施設はつくらなければいけない、既に決定されているものですね。例えば七宝・蟹江西福田線、東郊線でございます。これは都市計画街路でございます。都市計画決定されております。今、問題になっております駅前広場と藤丸中央線、これも既決、既に都市計画決定されております都市計画施設でございます。

区画整理事業を行う場合に、その施行地区内にこうした決定されておる都市計画施設がある場合、必ず、絶対です。絶対的につくらなきゃいけないということで、整備をしてまいりました。実際ですね、整備をしてまいりましたというお答えをしたんですが、東郊線、七宝・蟹江西福田ですね、あれはご存じのとおり、将来的には高架としての都市計画決定です。駅前広場を含む藤丸中央線も、藤丸中央線はまだ北側の天王線まで結ぶラインで計画さ

れております。七宝・蟹江西福田も高架事業ですので、まだ高架できませんので、その用地幅だけ確保して暫定的な整備で、駅前広場と藤丸中央線につきましても、区画整理事業施行地区内につきましても道路を拡幅計画ラインでもって拡幅して整備して、今、舗装を張っておりますけれども、駅前広場も、あれ今必要最小限の暫定的な整備というふうなとらえ方は実はしておるんですけれども、主要施策の次の59ページにきめ細やかな臨時交付金事業ということで、決算書に5,870万2,350円計上させてもらいましたが、このきめ細やかな臨時交付金整備事業で駅前広場は整備させていただきました。そういう状況でございます。

以上です。

○7番 中村英子君

都市計画決定されておりますので、それは当然必然的につくるべき施設であって、それをつくったということだと思えますよね。ですけれども、これは前提というものがやっぱりあると思えますよね。前提というのは、やっぱりこれは駅というものがあって、そこへ行くということの前提によって物事を考えないです。じゃあ、その前提が、改札口へジョイントするという前提があって、こういう都市計画決定もされていると思えますよ。だから、その前提については、やっぱりJRと町のほうがきちんとこれにジョイントするようにやっていくというのが仕事ではないのでしょうかね、その点は。

私たち、自分たちのところは法律に従ってやっているだけだから、その間に空間ができて、全く未使用の状態がいつまで続くかわかりませんが、そういうことでいいんだということではないのではないのでしょうかね。だから、駅というものはその前提を用意して、都市計画決定によってそこへ結びつけるようにしていくわけだから、こっちとこっちがあっちゃこっちゃでいいという話とは違うと思えますよ。

だから、その前提が多分あったんですけれども、それは当時も、区画整理事業が完成した暁には北の改札口はつくっていきますよと、そこに向けてやっていくという話も以前にはされていたと思えますよ。だけど、それが今できないということで、おかしいんじゃないかという話になっているわけですよね。

ですから、その前提をどういうふうに皆さんは経過の中でやってきたのか、これは答弁の蒸し返しになりますけれども、それができなくなっちゃったという話なんですけど、それは単にできなくなっちゃったでは済まされないことだというふうに私は思っているものですから、今、菊地議員がそれは高架にする方向だとか言ったんですけれども、その高架にするとか、そういうことはもう当時、これを区画整理事業……

(「橋上駅」の声あり)

あ、橋上駅か。始める以前からの話でありますので、時間差を感じるわけですよね。だから、ここについて、その前提についてやれないというようなことがおかしいという話になるものですから、それ……

(発言する声あり)

うん。そんなまちづくりはないと。だから、その前提ができない理由というものは、単にJRがだめだと言っているとか言うんですが、JRはもう当時からだめだと言ったり、非常にJRというのも高飛車なところなので、私は交渉が難しいとかとよくわかっていますけれども、しかし、もうできるということの、ロータリーができてくるわけですから、それと合わせる、時期を一緒にして北改札口をつくるというのは、やっぱりしなきゃいけないことだなというふうに思いますので、なぜその前提ということができないのか、具体的にその理由についてお伺いをしたいと思います。

それから、藤丸中央線ですが、藤丸中央線について拡幅ということで、これも都市計画決定でここを拡幅するという計画があるんですね。この藤丸中央線の拡幅は、ロータリーが起点になっていますね。ロータリーから北に向けてずっとやっていくということなんですけれども、この拡幅についても、私が聞いただけのことなんですけれども、それに賛成しないと、反対だからやめてほしいというようなご意見が出ているようなんですけれども、実際に出ているのかどうかということをお伺いしたいということと、もしそれが反対ですといった意見が出ているとすると、ロータリーがロータリーとして機能しない。機能しないということは、駅とジョイントしていないわけですから機能していませんので、反対者を説得するについても、説得力を欠くと思うんですね。ですから、その辺の事情についてお伺いをしたいと思います。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

まず、初めのご質問でございますけれども、全く議員のおっしゃるとおりだと私も思っております。町長が一般質問の答弁の中でお話しされたと思うんですけれども、実はこの区画整理事業は、13年度に組合として設立認可をもらって事業が始まりました。町長の一般質問の答弁の中に、実は10年からこれ始めていますというようなお話をさせていただきましたが、実際、当然のことですが、区画整理が始まれば整備されます。さっきも言いましたように、既に決定されている都市計画施設が整備しなきゃいけないような状況になれば、当然、駅前広場も整備していかなきゃいけない状況が、もう平成7年、8年当時から大体見えてくるんですね。

(「当然だよ」の声あり)

うん、当然ですよ。区画整理事業をやるというふうな方向性が決まって、そうなるとういうのが見えてきて、実際具体的に——すみません、私ども町が動いたのは平成10年です。町長の答弁のとおりです。平成10年に将来的にここを整備します。どうしても北側からのアクセスが必要になります。JRさん、何とか北口改札を設けてください。これJR、さっき言いましたように、高飛車的にだめということでした。

あと、じゃあ今ある改札、臨時改札もそうなんですけれども、自由通路をまずつくれば南

側へ行けますので、自由通路をつくってください。橋上駅つくってください。これ、つくってください、だめなんですね。つくるのは認めてやるから、全部基本にお金は出せなんです。JRそうですね。そうしたことで、10年からやってまいりまして、町長の答弁にもありますように、それから13回ほどJRと毎年のように協議を持って、最終的に町長が平成20年6月1日にJRに行かれました。私も同行させていただきました。そのときの町長、これは向こうの当時の運輸部長でしたけれども、のお話の中で、やはり北口改札は難しいというような状況になった中で、じゃあこれからどうしていくか。

今、一つの方法として、やっぱり橋上化というのがありますけれども、ちょっと先ほどの菊地議員の質問がございましたので、またその辺の話は後にしまして、まずはそうしたことで、当然のことながら必要になる施設だということで、町はJRと協議を重ねてまいりました。これが第1点でございます。

2点目の藤丸中央線の拡幅の関係でございますけれども、議員おっしゃったように、地元のほう、実は町内会のほうから先月、8月に陳情書が出まして、藤丸中央線の拡幅を見直し、廃止してほしいというようなものが出ました。ただ、今、さっき議員もおっしゃったように、区画整理事業地区内はもう拡幅ありきで整備しておりまして、暫定的ではございますけれども、北側の藤丸団地の道路にアクセス、タッチさせて、通行に支障ないようにはしているんですが、あくまでも——ごめんなさい、区画整理事業施行地区内だけですね。北側の藤丸団地からもうこれ以上は拡幅しないでくれという嘆願、要望が出ましたので、その辺はこれからどうするかというのは、まだまだ検討していかなきゃいけないことで、具体的に今あします、こうしますということは、この場ではちょっと申し上げられない状況でございます。以上です。

○7番 中村英子君

最後に、ちょっと確認したいんですけれども、後から橋上駅については菊地議員からのご質問があるようですので、時期のことを確認したいんですけれども、今の答弁を聞いていますと、もう平成10年に行ったときから、北の改札口は北の改札口だけとして常時開設することは無理で、もしあなた方がそれをしたいとしたら橋上駅しか方法がないよという話は、じゃあもう何年前から、いつごろからそういう状況だったのかということですよ。その时期的なことをまず1つ確認をしておきたいと思います。

今、急に私たちが出てきている、北改札口はできるもんだというふうに思っておりましたから、それがそうではないという話が、いつからそういう話になっておったのかということをお伺いします。

それから、藤丸中央線は、そうしますと、そういう要望も出てると、柔軟に対応して、このままの状況でもいいという場合もあり得るのか。また、そんなことは絶対ない、拡幅をしなきゃいけないということなのかね、この藤丸中央線についてもお伺いしたいと思います。

が。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

手元にその時系列をまとめました資料がないものですから、ちょっと記憶だけで申しわけございません。今、お話ししたように、平成10年から始めまして、それから以後ずっと、毎年のように協議はしておるんですが、具体的にもう駅前、北口の改札をつくってくださいというのが主眼でございました、当初から。橋上駅については、最初の10年行ったときに、方法論として、例えばさっき言いましたように、北側からアクセスする方法としては自由通路がありますよね、橋上駅舎化というのがありますよねというお話は出しておるんですけども、あくまでも北側改札の話ですね。自由通路も橋上駅舎化の話ですけども、非常に財政負担が大きなものがあると思いました。

（「財政負担のことじゃない」の声あり）

それで、あった10年当時から北側改札で主で話をしてきたものですから、橋上駅だとか自由通路の問題についての協議は具体的にはしてきませんでした。

以上です。

（発言する声あり）

すみません。藤丸中央線につきましては、皆さんね、これから、何でもそうですけれども、都市計画決定されているものを変更なり廃止なりする場合は、私はやはり住民の皆さんの意向を確認した上で行うべきだと考えております。ですから、嘆願、書面として出ましたけれども、町内会として今出た書面、具体的にはやはり地元の皆さんに1回ですね、本当にどうなのかということで、私どもから投げかけて説明会ですね。説明回等々を開いて、生のお声を聞いた上で判断すべきじゃないかなというふうには思っております。

ただ、申しわけございません。南側で区画整理事業で拡幅計画が着々と進んでいる今の状況の中で、今の段階でのタイミングでの説明会というのはちょっと時期尚早かなというふうな考えは持っております。

以上です。

○議長 黒川勝好君

他に質疑はございませんか。

○9番 菊地 久君

177ページ、土地区画整理事業費が出ておるわけでありまして、これに関連をいたしまして、あの地域、今、中村議員がおっしゃったように、JRの北は区画整理が役員の皆さんや地権者の皆さん方の多大なご協力をいただいて、形ができ上がってきております。でき上がってくると、自然にあそこにはですね、町の第4次総合計画の中にも書いてありますように、蟹江町の将来図、市街地整備、駅北、駅南、その総合的な駅周辺の整備をどうしていくのか。観光の町、それから地域の商店の人たちも集まってきて、活気のあるまちづくりをしようと

というのが大事な今後の方向であるわけで、そのための基盤整備事業として区画整理事業をやっている最中から東郊線街路の問題であります。東郊線の街路、踏切についていかなものかというのは、ずうっと今まで出ておったことなんですね。

そして、北を今、特に直視をしたときに、だれが見ても、これ何なのと思うのは当然なんです。私も関連しますが、中村議員と同じように、藤丸団地の町内会長を中心に、藤丸中央線のところを拡幅ですね。都市計画街路にも入っておる。藤丸ができて、後から路線決定しておるものですから、それはあることは事実、その上に家が建っておることも事実であります。それが現実的にJRの駅の北側がロータリーができて、あの直線を行くと、広く中央線を拡幅をしていくと、すばらしいまちができるわな。これは、計画者はそうだと思うんですね。

それで、実感として、いや、ひょっとしてこれ本当に実現をし、家の立ち退き、道路幅幅になったら困るから、町にやめてちょうだいという反対運動をやって、署名を持ってくるよということも今の流れがあるわけね。その点について、町が決めてあるから、工事を何でもやるということはずまいと思えますけれども、本当にまちづくりという形からいってそれも大事。しかし、もっと大事なことは、東郊線について街路事業としてどうされるんですかと。先ほど商工会のあれでひっかけて私質問しちゃったでいかなんですけども、大事なことはあの北、JRの北、南、このまちづくりを第4次総合計画の方針のようにやろうとすると、東郊線は都市計画事業で、あそこは陸橋になっておるんです。計画は陸橋なんですよ。だから、近鉄線のところも陸橋なんです。

だから、東郊線を拡幅してきて、JR線を陸橋に例えばすると。そうすると、橋上駅というのと結びついていくわけ。だから、東郊線の拡幅を区画整理事業に連動をして、今のヨシヅヤの前のところからずうっと本町5丁目の交差点改良しましたが、そういう計画というのはおのずから生まれてくることなんですね。そうしないと、あそこに何億というお金を、事業費を投資をし、地権者も3割の土地を提供をし、そして区画整理事業が完成して、土地はもちろんこれは市街地になっていくので、今まで田んぼでの土地の固定資産税ではなしに、相当の金額の税金を払っていただくことになると思いますが、あそこが魅力あるまちになると、ビルがどんどん建ち、家がどんどん建って、しかし、ひっかかる場所は東郊線がきちんとしないと何ともならんし、駅北からも入れんようなことじゃ何ともならん。まちづくりのためにも一番大事なことでありますが、その当時はただあそこだけの市街地整備、北だけだよと、南は南だよと、区画整理事業としてあそこはここだよと、さっきの答弁はそうでありましたが、現状を直視をしたときに、そういう考え方だけでいいのですかと、東郊線の問題は何にも考えていませんですかと。

そして、踏切もあのままで、暫定だ、暫定だ言ってほったらかしていいのと。どうしたらできるのかということね。ほっといたらできっこないよ、本当に。だれが真剣になってやる

かなんですよ。やらにゃ事は絶対起きない。だから、そういう意味で、まだ何となく腰が据わっていない。腰を据えて、あの地域せつかく立派に北はなった。なったから、南も当然これはやらにゃいかん。そして、南北が結ばれる。橋上駅と町長おっしゃっておるんですが、私はもうあれは間違いなく高架にせないかん。高架にすれば、東郊線の陸橋なんて銭かけんでもええ。

それから、駅だって橋上駅でなしに、高架にする。それは、もうこれから腹を据えて、何億かかるかも試算をして、国に働きかけて補助金を出させると、こういう方向の位置づけをびしっとせん限りね、あんなもん何言っても、そういうのはできっこないですよ。それで、それは財政をと、そこで財政の話だ、お金の話。お金をどの程度用意したらできるのと、幾らあればできるの、その金はどうなの、地元負担金で何億ぐらいな覚悟はできるのと。10億、20億の金を生むことができるでしょ。

市街化になれば、あんた、固定資産税やら何やら、人も来るっていったら、それこそイチジクの投資よりもずうっとかいよいよ。本当の話だ。最高のまちになる。だから、そういう基本的なものが今ないのは残念ですけども、そういうような意味で、もう一度基本的考え、都市づくりで位置におるあなたが、伊藤議員が質問をしたJRとの約束事をやろうためには、我々は何をなすべきかと。

東郊線の拡幅、踏切というのは本当にできるのかと。方法として、黙っておっても10年ぐらいすーっと過ぎちゃうぐらいだったら、確実にできる手は何かないかと。やらんことには本当に10年後見たら何ともなくなっちゃう。だから、そのことについて、今はいいですよ、どの程度議論されたかわかりませんが、きょうは決算でございますので、済んできたことでありますが、来年も同じような決算、決算だと前へちっとも進まんもんですから、あわせてお尋ねすると同時に、先ほど申しわけなかった。議長、あそこでなくても、こごでもよかったんですわ。だから、申しわけない、さっきのあれは、ここでJRさんに絡んでいきますので、ここで町長に、その基本的なことを町長が言わんとね。課長や部長さんでは、与えられた範囲の、区画整理の範囲の事業を無難にやっっていけばいいわけだもんね。それで、大きなまちづくりは、書いてある第4次総合計画に基づいてどう進めるかというのは、今後大きな課題でございますので、現状として今言った藤丸中央線の問題が起きますが、よろしいですかと、大きく支障はないでしょうかと。

だから、北のロータリーですが、必ず今度は、昔のキクヤさんのところへ、あの周辺をずうっと新本町線を駅までぶち抜いてきてロータリーにすると。だから、新本町線もとまっちゃっておる、あの消防署で。あれから立ち退きをどんどんどんどん進める。空き地になったところから買収をする。出ていってもいい人おるんだから、もう手をつけて、どんどんどんどんと北へ買収にかからないかんですよ。そういう方策をするのか、しないのかと。あわせて、頭の中に描いておること、それで現実やってきたことについていかがなものでしょう

かと。答弁できる範囲で結構でございますので、あとはやっぱりトップである町長の基本的な考え方をぜひお聞かせ願いたいと、こう思います。

○産業建設部長 水野久夫君

ご質問が非常に多岐にといいますか、わたっておりますので、果たして適切なお答弁になるかどうかわかりませんが、まず駅の周辺の開発の関係でございますが、総合計画の中にもうたわれておりますように、JR、近鉄、富吉の3つの駅の周辺の開発というのを町のほうは考えていくということで位置づけをさせていただいております。そういった考えでいきますと、今、JRの北側では区画整理が始まっており、同じようにJRの南側でも重点的な位置づけとして、町としては押さえております。

そんな中で、東郊線の立体交差、計画でいきますと立体交差になっておりますので、そのあたりの計画についてのお尋ねにつきましては、さきの一般質問のときにもお答えいたしましたように、北側の区画整理地区内での用地の確保、それから本町5丁目を初めとした南側からの最終形の計画に向けての進みとといいますか、そういったものも町のほうで始めさせていただきます。

ただ、懸案とといいますか、非常に話題が大きくなっております東郊線の踏切に関してですが、立体交差の前提というのは議員の言われるように、皆さん既にご承知のことだと思えます。立体交差が仮にもしでき上がったとしたときには、東郊線の踏切はなくなるわけでありまして、平面踏切は。本当に立体交差を実現したときには、今の平面踏切なくなっちゃって、それでいいのかという議論もまた出でくると思えます。ですから、東郊線の立体が前提ではあるんです。町も、立体交差に向けていろんなところで用地の確保ですとか、本町5丁目の事業も進めております。それとは別に、東郊線の整備とは別に、現踏切の拡幅というのを今は考えておるわけでありまして。

これにつきましては、果たして立体交差が現実的にすぐに可能なのかということについては、町もJRも非常に難しいという認識、同じような認識は持っておりますので、立体交差をやりますから拡幅してくださいというものではありません。立体交差ができれば踏切そのものがなくなるという話ですので、決して今、現況の踏切を平面踏切を利用されておる方にとって、立体ができ上がったときには、いいなという状況にはならないと思えます。

今の踏切をいかにして広げていくかというのが一番求められておる話題でありまして、そういった手法とといいますか、どこに、どうすれば今の踏切を広げることができるのかというところの中で、JRとの話の中では、再三申し上げておりますように、例えば現状で残っております平面の踏切、蟹江川の西ですとか八ヶ島ですとか、まだ平面踏切がございますので、そういったところの閉鎖も含めて、現況の東郊線の拡幅をしていこうというのが、今現在考えておるところであります。

それから、藤丸中央のお話なんですけれども、確かに地元のほうからそういった嘆願はい

ただいております。でも、昭和40年代といえども、そのときに町全体の都市計画が決められておりまして、そんな中で街路ですとか、駅前広場だとか、いろんな都市計画決定がされております。今、行っております区画整理事業も、その当時に決められた区画整理のそういった施設を含めて整備していくという手法の中でやっておるものでございます。現状、区画整理の中につきましては、藤丸中央につながる部分の拡幅といいますか、道路そのものができておりまして、駅広まで既にほとんどできた状態であります。

ただ、問題としては、北側の旧といいますか、現状の団地の中の皆さんにしてみると、先ほど菊地議員が言われましたように、わざわざ10メートルの道路があるのに、これ以上移転とかなんかをやって、広げてもらわんでもいいわというようなお考えが多いと思います。でも、今、町としては、40年当時といえども、そのときに町の先々を見越した形で、どういった計画、どういった道路をつくっていくのが妥当なのかという計画の中で決められたものが、今、私どもが持っております町全体の都市計画で決定されたものでありますので、今の段階で早急に、じゃあこの部分はもとの計画を廃止しましょうとかという結論にはなかなか結びつけることはできません。当面といいますか、とりあえずは、今定められておる計画に合わせて進めていくというのが第一の姿勢であると思いますし、本当に不必要といいますか、要らないだろうというような結論が出れば、それはまた見直しをすることも可能ではありますが、ただ、可能といっても、簡単にすぐ県のほうでお認めいただけるものではございません。新しい、そういったもともとの計画に代替する路線ですとか、そういったものができ上がってということが認められて初めて変更という手続が進むものでありますので、現状においては今の計画に沿った形で、いろいろ先々のまちづくりも含めて計画をさせていただいておるといのが現状でございます。

○町長 横江淳一君

それでは、菊地議員、それから中村議員の質問にも関連いたしますが、お答えをさせていただきます。

まず、一般質問の場所で、伊藤俊一議員から一般質問がございました「北口の改札設置については、断念せざるを得ない」、この文言については不適切ではないか、大変そういうご指摘をいただきました。ただ、私としては、過去JRとの話し合い、町長就任した以来3回、実は公式、非公式含めて行わせていただきました。特に、平成21年6月には、最終的にはツインタワーの21階でお話をさせていただいたときにも、北口の改札口、かねて平成3年度から町としてはいろいろ都市計画決定をさせていただいているあの地域の整備も含めて、何とかお願いをできないかということで、継続的に事務方のほうでお願いをしているという事実を踏まえながら、きちっとしたお願いを实はしてまいりました。そんな中で、今は9時までの早朝についての自動改札口については行っておるけれども、今後、新たな改札は一切つくらない。仮にそこにロータリーができたとしても、それはつくらないと。その人件費の一部

を我々が見ることができて、それでもつくっていただけませんかといっても、それも一切相ならない。それはどうしてかといいますと、ほかの地域のJRの駅に影響するからだ。それだけの文言はちゃんときちっと控えてきております。

ただ、私がお願いしたのは、別の手だてを検討して、そのときに橋上駅化の話、私は橋上駅化にしたいということではなくて、橋上駅化の話も視野に入れながら考えることができせんかという話の中で、そういう話ができただけであります。菊地議員の言われるような、本当に高架になればですね、それは本当に先ほど言いましたように、踏切も平面交差しなくていいものですから、まさにすばらしい考え方だな。

それともう一つ、ご存じのように、日光川の右岸堤の防災道路の整備、これにつきまして今は大海用橋のかけかえをやっております。あと5年、6年いたしますと、右岸堤の整備が終わりますと、今度は、今現在のところ、日光川ウォーターパークの道路から北側、名古屋弥富線から北の右岸堤の整備が予定をされております。そのときに、必然的に日光川の橋脚の高さを調整しなければいけない時期が多分来ると思います。その話でもですね、これもJRともちょっと話をさせていただきましたが、まだまだ先の話でありますので、そのことについては余り詳しい話になりませんでした。実際10年間、本当に今後、蟹江町の成長戦略について、第4次総合計画で一生懸命語らせていただきました。まさに菊地議員のおっしゃるように、近鉄の高架、JRの高架、これはもうそれができればそんなありがたいことはございません。

ただ、私が富吉のエレベーター、交通バリアフリー法にのっとったエレベーター設置をやらせていただきました。地域の方、それから中村議員も含めて、地域の議員の皆様方には本当にお力添えいただきましたし、結局4基つくることができました。我々が思っている金額よりはるかに高い状況でありましたが、それはそれ、国交省、鉄道事業者、そして地域の自治体とともに、基本的には3分の1でございましたけれども、近鉄線、ご存じのように複線でありますので、上下線ございます。そんなことで、半分は蟹江町のほうが負担せざるを得ない状況でありまして、これも議員各位にお認めいただいて、今現在ですね、たくさんの方が乗降してみえますし、愛西市、弥富市の方もあそこを使われる方が大変多いということありますので、今後は共用の通用路も含めて、これからの活用が望まれるわけですが、JRもまさに橋上駅化に向けてそういう施策はできませんかという話し合いの中で、もしもそういう考え方があるのでしたら、JRとしても一度どれぐらいの金額がかかるかということについては多分、総工費についてこれから模索をして検討していただける、そんな旨の話を近々しているという話は聞いております。ただ、すぐ橋上駅になるか、ならないかについては非常にまだ難しい部分がありますけれども、ただ、我々は自由通路をつくって、南北との共通をつくってくださいというお願いはずうっとしておるわけでありまして。私も3回にわたってしてまいりました。

そこで問題になるのが、いつも問題になるのが東郊線の踏切の拡幅の問題であります。このことについても、かたくなにあそこは高架になるはずだからということをおっしゃるんですけれども、このことについても粘り強く今後もやってまいりたい、こんなことを思っております。ただ、議員言われるように、幾ら金をかければいいという問題ではありません。また、都市計画決定をしておる道路もございますので、そのことも含めて、このJRの話、それから近鉄の蟹江駅の話も、近々にまた関係者とお話し合いを持つことになっております。そのことも含めて、また議会の皆さんに、議員の皆さんにご報告ができることがあるかと思っております。

JRにつきましては今後、しっかりとした指針を持った上で、これからも臨んでいきたい。できれば橋上駅、もしくは高架については大変、菊地議員が言ってみえるように、合併して名古屋市になれば高架ができるのか、これはよくわかりません。しかしながら、そういう可能性があれば、当然これはもう10年スパンで、第4次総合計画の中でしっかりと3年の見直しの中で考えていくべき課題である、これが蟹江町の顔であるということでしたら、しっかりとこれは見直していくべきだというふうに考えております。

以上です。

○議長 黒川勝好君

他に質疑はございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、7款土木費を終わります。

これで暫時休憩に入ります。

再開は1時から、よろしく願いをいたします。

(午前11時57分)

○議長 黒川勝好君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 黒川勝好君

お手元に菊地久君より請求のありました資料が配付してありますので、よろしく願いをいたします。

資料がそろいましたので、少し戻りまして、6款商工費、158ページから167ページまでの質疑を受けます。ございますか。

○9番 菊地 久君

165ページです。最初に、冒頭に資料を請求させていただきました町の観光協会の補助金の1,200万の件でございます。

去年もそうでありましたが、その前は900万の補助金でありました。それが21年から1,200

万円になりまして、去年の決算のときはもう質問をしませんでしたが、今年度、したがって23年度観光協会の活動内容収支報告書を出していただいたわけですが、そこで特色すべき点はですね、決算の中の支出の部でございますが、ご質問させていただきたいと思えます。

事業費をですね、従来の事業費の使い方というのは、約1,000万ぐらいが事業費でお使いになっていたわけですが、今回の事業費の決算を見ますと、1,326万1,000円であります。そして、大きく変わっておりますところが、広報宣伝費というのが大きく伸びてきているのではないかな。

そこで、お尋ねいたしますが、この広報宣伝費というのは、この中の明細の中で多分あると思いますが、観光協会としてこのような形で事業費の広報宣伝費、細かくここに書いてございませんので、広報宣伝費の内訳ですね。どういう形でこの広報宣伝費をお使いになったのが第1点です。これを1つ、わかりませんので、ちょっと観光協会の中身ですね、収入の部、支出の部で、特に支出の部の事業費、大きく平成20年から21年、22年ですよ。私は21年のを持っておりますので、21年を中心にしながらことしのやつを比較をさせていただいておりますので、なぜこのように事業費の中の広報宣伝費がお金が必要になったのかなという点について、まず第1点はお尋ねをいたします。

2つ目でございますが、まちの駅の管理費の問題であります。

まちの駅の問題につきまして、きょう、資料を出していただいたわけですが、まちの駅をおつくりになって、どのような形でお金が使われていったんだろうかな。まちなか交流センターのここに出ておりますのは、利用状況でこのような形で書いてありますが、これ文章ですので、もう一度説明を私が求めたいのは、まちの駅ができて、そこに対して幾らぐらいの予算がまずは使われたのかな。歳入、歳出ということを求めたわけですが、きょう出された資料をずうっと見ておきますと、歳入がこれだけですね。施設使用料が17万6,880円、まちなか交流センターの雑入で4万6,944円と、これが入ったお金であるわけですね。それで、歳出としては、この予算に載っておりますこのお金ですね、113万6,103円というのがこちら管理費として出されておるわけです。細かい内容は、ずうっと書いてあるわけです。

それで、ここに観光管理費という形で177万2,020円、賃金3名分と書いてあるわけですが、この中身ですね。このお金はまちなか交流センターの歳入、施設使用料は歳入ですね。それから、必要な金として管理費としては111万3,600円、それで人件費は177万だよと。だから、このセンターができたおかげで280万、約300万のお金はあそこで支出がありましたと、収入は約20万ぐらいですよと、こういうことで280万ぐらいはまちなか交流センターができた結果、お金は出ていっておりますよと。それで、その中での利用状況ですね。利用状況は、入館者と書いてありますね。これだけの方が1年間で8,567人ですか、来たということ

が書いてありますが、この資料に基づいて質問をするつもりはありませんが、私が言いましたのは、この数字で出たものは約300万、そして約20万の収入はありましたよと。そして、280万ですと。しかし、これは表向きの金であって、観光管理費の賃金3名分の出し方ですね。賃金3名分の177万2,020円の出し方の内訳について、賃金の出し方ね。この中身はどういう人たちの賃金なのか、例えばシルバーセンターから派遣をされて来ておる人、この人の賃金はここの中で3名分と書いて上がっておるのか、この3名の人間の賃金の中身ですね、中身はどうなの。

それから、例えば職員、職員でも飯田晴雄さんは職員だね。あの人が行っている場合には、向こうに行くときには賃金として上がるのかどうなのか、ほかの職員が行っておる場合、その人たちの人件費というのは、時間的にこの数字の中に上がるのか、臨時雇用されておる人たちだけの賃金なのか、この賃金の内訳についてお尋ねをします。

あとは数字がずうっと書かれています、足し算、引き算しまして、大体人間がどう来たということで、大体これできれいな資料を出していただいて、さすが事務屋さんというのは偉いもんだね、こうやってすーっと数字をきれいに出してみえるで、大したもんだと思うんですが。

そこで、あとは、この中でやった事業なんですね。いろいろ見ておりますと、隣にある学戸の児童館とこちらでまちなか交流センターでやっておる事業、これは児童館でやっておるようなことを何でここでやるのかな、これ児童館の新家か本家かなと思えるようなことをおやりになってみたりしておるもんですから、そういう催し物について、児童館がやるようなのとダブったようなことがありはせんだろうかとか。

また、地産地消で、農産物やなんかは昔、役場の駐車場で大勢持ち寄ってやってみえたんですが、今、あの狭いところへ持ち寄ってやっておるんですね。それから、農協のところも、今もおやりになっておるんじゃないかと思えますし、本町のまちなか交流センターですか、あそこでもおやりになっておるわけですね。だから、どうしてこんなにダブって、あっちもこっちもなのかなという気がするんですが、特にまちなか交流センターをお使いになって、どれが中心になって、ああよかったかと、近鉄ハイキングやなんかで来た人たちが寄るようになっておるよ、多少ずうっと寄ったり、素通りしたり、たまには買う人おりますが、じっくりあそこで座り込んでどうのこうのということはほとんど見受けられんわけですが、まちなか交流センターでの事業、それは特筆すべき点というのは何なのかな。この資料を見ただけだとちょっとわかりづらいもんですから、数字はいいんですよ。数字は本当にやっぱり役場の人は偉いね。きちんとかうやって書いてきて、今見たばかりなのでよく数字はわかりませんが、これはこれとして、大ざっぱでございますけれども、一遍賃金の出し方、それからどういような事業をやって、うまくいっておるのかなと、そのような点についてちょっとお尋ねを申し上げたい。まずはそこまで質問をしておきます。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

菊地議員のご質問にお答えいたします。

まず1点は、町の観光協会の事業費の関係でふえたということですが、22年度の町の広報の関係ですが、新しいものとしたしましては若干イチジクの販売に関するPRとか印刷費、それからあとはまちなか交流センターのですね、5月8日に交流センターがオープンいたしまして、そこで目的としたしましては条例に書いてありますが、「町民のふれあいと交流の場を提供するとともに、観光の振興及び町民との協働によるまちづくりの推進並びに地域の活性化を図るため」の交流センターを設置するということですが、観光面で、今も交流センターのほうに旗が掲げられておりますが、まちなか交流センターのPRの旗を20枚新しくつくりました。それは約5万円ぐらいでございますが、その点のところぐらいだと思います。あとは、機関紙のほうは各種新聞とか、新聞に掲載しておりますので、その掲載費より広報宣伝費としては使用しておりませんので、それぐらいのところだと思います。

それから、交流センターの職員の人件費につきましては、町の職員の臨時職員を3名契約して行っております。それで、金額としては820円、町の賃金に照らし合わせて支払っております。3名というのは、土日とですね、それから12時から1時まで全部開館しておりますので、どうしてもその3名が必要だという見解で、3名を臨時職員としてうちのほうで雇用いたしました。

それから、児童館との事業の違いはということですが、ちょっと広報でしか私、児童館の行事については見ておりませんのであれですが、交流センターというものは、まだ1つあるのは観光のほう若干弱いかなというふうに私は思っております。町民の交流につきましては、お手元に今月の、これ9月、10月の楽人のみちくさの駅のパンフレット、今月は15日は回覧でやっておりますが、まずはあそこの交流センターに来ていただいて、そこでみんなと、今まで交流しなかった人とまずはあそこでいろんなことを話をしてもらおうとか、講座を開いてそこに新しい人がまず蟹江町に来ていただくと、そこから僕は始めないといけません。

それで、児童館のことは、ちょっと私はわかりません。ただ、今の観光でも、新しく昨年からはイチジクのほうのPR販売をさせていただきました。これも、1日に約100パックですか、日曜日なんか販売しますと、30分ぐらいで売れていくという、これ一つの農業の推進でもあるんですが、観光の施策としましても、あそこの交流センターを使って事業を行っていくということは大切なことじゃないかなと思っております。これは、蟹江町だけではなくて、新聞にも掲載したり、県の観光協会のほうにも交流センターでこれを販売していますよ。蟹江の人だけがあそこへ来るわけじゃないんです。昔蟹江に見えた方がイチジクを食べたというあれで、わざわざ名古屋とか他の市町から来て、あそこへ買いにきてみえます。僕は、あ

あいう交流センターをそういうものとして、今後も広めていきたいと思っております。

ただ、菊地議員が言われる中で、観光面について、これまで昨年から2年目でございますので、今後、どういうふうにしたら観光のほう、もっとあそこへ来ていただけるということですね、情報発信ということを含めて、あそこの新しい事業を組んでいきたいと思っております。答弁になったかあれですが、私の考えとしては一応そういうことでございます。

○議長 黒川勝好君

もう一つ、寺西さん、事業として特筆しておるもの、ここのセンターで事業としてほかのところより特筆した何かやっておることがあったら。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

まちの駅の特にすべきことは何かということでございますが、先ほど言いましたが、交流というのが頻繁になってきましたので、観光面にもっと力を入れていかなければいけないかなというふうに思っております。

○9番 菊地 久君

まちなか交流センターと観光協会との関連でありますけれども、これはもうもちろん切っても切れない間柄であります。そこで観光協会について、観光協会の会長は町長になっておるわけで、歴代町長がずうっとなっておりますけれども、2年ばかり前、今の議長の黒川さんのほうからも、どんなもんだろうと、観光協会の会長は町長がずうっとやらなならんの、考えたほうがいいんじゃないのというような話も出たと思えますし、これからの町の第4次総合計画の中にも、これからの観光行政等については事業者とか、そういう方々にお任せをしてやっていく方向のほうがいいのではないかとということ、いみじくも出されているわけですね。それを踏まえたときに、これからそれぞれのまちづくりの中で、それぞれが役割を果たしていこうではないか、協働の社会とか、お互いに分かち合って、お互いに力を出し合ってという、そういう方向づけを考えていたときに、何もかも、例えば体育協会の会長も町長がやらなければならないということもありませんし、ましてや観光協会というのは、一方では蟹江町のよさを売り込むわけですね。それにはなれた方ですね。ここにも書いてありますけれども、そういう今まで事業をやり、観光の事業だとか、そういうような人たちが中心になって、できる限りお任せをして、観光の振興にやっていただいたほうがいいのかというように言われておりますように、いつまでも町長が観光協会の会長にあり、そしてまちなか交流センターを町長の肝入りでつくり、そしてまた方針としてイチジクを中心として蟹江町の目玉産業に売り込むだとか、これは町長の施策だということですので、果たしてそればかりがいいのかな。農業の人にとってどうか、商業の人にとってどうなのか、それを蟹江町のまちおこし、観光のお客さんが見えたときに、イチジクを食べていただいてありがたうだとか、イチジクに似たまんじゅうだとかケーキだとか、今いろいろおやりになって

おりますけれども、それはあくまでも事業経営という形の人たちが事業をやり、町のいう特産物であるイチジクをうまく使ってこういうものをつくる、ああいうものをお互いにつくり合った、これは町の職員が、先ほど話あったように、西川次長が10本のイチジクを一生懸命水をやったり、カラスに食べられんように防備をしたり、そんなことが町の職員を中心になってやる問題ではない。これは、町長が大体観光協会の会長やったり、町長やっておるもので、職員が大体勘違いしちゃってね、これは町長が一生懸命やっておることなので、町の職員だでもやんなあかんというふうになっていっちゃって、イチジクの職員かとか、イチジクのだってなっていって、イメージが変わっちゃうもんですから、あくまでもこれは観光は観光行政なんです。観光行政としてどうとらえるか、町の産業の復興のために、振興のために、観光の振興のために、それぞれの立場でやってくださった人たちが集まってまちおこしをやる、こういうスタイルをしていかなければならないというふうな思いがあるわけですが、それについて町長は町長である限り観光協会の会長をやり続けたいのか、体育協会の会長をやり続けたいのかどうか、ひとつ町長にそれはお尋ねをしたい。

それから2つ目には、まちの駅の問題は、できたときに私ははっきり言って反対でした。4,000万の金が国からただで来たでいいわというような形で、箱物行政で箱物をつくって、つくってそれで終わるならいいけれども、必ずそれは人件費が要りますよと。お金が、経費がかかりますよと、それはそのことが300万、300万投資をすることによって、蟹江町が潤う、発展をする、その投資だよと。300万でも10年たてば3,000万投資をするわけでありまして。イチジクのほうも100万、まだこれからもどんどんやりたいというのを、町のお金を使って何でも投入をしていけばいいという甘い発想になってしまうんじゃないかと。だから、まちなか交流センターは町が目玉であって、中心だというふうにとらえちゃうと、税金をこれからもそこが中心だって、どんどんどんどんと垂れ流すに決まっておるわけですよ。果たして、町民がそれで理解できるの、理解できづらくなっていっちゃう。

これから財政も非常に税収も落ち込んでいくだろうし、片一方では、震災の復興でという形の中で増税というのは必ず来ますし、国からの補助金だとかいろんなものがカットされてくるのはもう火を見るよりも明らかなんです。そういう実態であるもんですから、真剣に今やるべきことか、やらんべきことかを精査をするというのが大事ではないかというふうに思いますが、今の担当の課長は、いやこれからこれを中心にして、蟹江町へ来る観光のお客さんをどんどん呼び込んでくれるんだよと、だからいいんじゃないかという解釈をされましたので、まずは基本的に町長には、この観光というのは中心であるから私が町長として観光協会の会長にいつまでもおらにやらんのかどうか、まずそれを第1点お尋ねをしたい。

2つ目には、まちなか交流センターを中心にしたら、蟹江町へお客さんが本当に来るのかという、現実を見てごらんください。伊勢にしろ、三河にしろ、温泉を中心にして、今まで1泊例えば1万8,000円だったところが1万を切るんだと。来て、昼だけ食べていってもらっ

て、温泉へつかってじっくり遊んでちょうだい、4,000円でとかね。非常にもう観光地そのものが大きく変化をしておる。それですら、人すらあんまり動かないんですよ。それで、蟹江に本当にすばらしい蟹江だよと、ああ蟹江へ行ったらすばらしいイチジクが食べられるして、まちなか交流センターへ行ったら、ああおいしかった、うれしかった、あしたも行こうね、兄弟、親戚みんなを連れて、蟹江町は「いちじくのまち蟹江町」だと。それで、足湯の温泉につかって、どっぷりつかって、イチジクをかじっておる姿は平和でのんびりしてね、本当にいい姿とは思いますが。しかし、そういうこれからの蟹江の姿が、そういうまちだというイメージをあんまり植えつけちゃうと、JRのまちづくり南北の駅を中心にして、もっと発展をさせながら、豊田の近く、豊田のビル、独身寮、また大きなビルが来るだとか、そういう大きな蟹江の流れと何となくちぐはぐな感じがしやしないだろうかなと、そんなような思いで、あくまでこれは私のでありますので、それは町長は町長としての基本的な考え方があって、観光事業を振興どんどんさせると、そのことによって大勢の人が蟹江へどーんと来ると、金をどーんと落とすと。それに携わっておる業者の皆さん方もどーんと伸びて潤って、税金をどーんと落としてくれると、ああこれはいいよなというお考えだろうと思いますので、その点について方針、これから大きな蟹江の動きをきちんとしておかないと大変なことになると私は思いますので、あえて心寂しい質問かもしれませんが、あえて質問をさせていただきましたので、町長の基本的な考え方、それで課長は観光行政をもっともっとやって、お客をどんどん呼び込もうよというねらいがあるとおっしゃったものですから、果たしてそれでよろしいでしょうねということをまずは確認をしておきたいと思います。

○町長 横江淳一君。

2点についてお答えしたいと思います。

菊地議員、十分おわかりになって質問してみえると思いますので、多分そんなこと知っておるわというようなことがありましたらご勘弁を願いたいというふうに思っております。

基本的に、単刀直入に申し上げます。観光協会の会長を私がやり続けたいと思っていることは一つもございません。黒川議員の質問のときにも、将来的にはもう観光協会は民間でやるべきだと、これは私のそもそもの持論であります。ただ、今の時点でだれにかわるかというところの人選も含めて、そういう状況になかったということがありましたので、とりあえずは私どもが今、蟹江町には何が必要かということをお皆さんで考えるべくいろんな施策をここまで、まだまだ短い時間ではありますけれども、やってまいりました。そんな中の一つの施策がまちの駅楽人、まちなか交流センターでございます。

この楽人のあり方につきましては、5月8日スタートして、まだまだ十分ではないというものも、地域の方々、そして各種団体の皆様方からいろんな問い合わせが今来ております。先ほど来、担当が申し上げましたとおり、9月、10月、これ月によってはまばらでありますけれども、いろいろなことが、こんなことができるだろうかとか、こんなことをしてもいい

だろうかということで、いろんな問い合わせがあるわけでありまして、1つは、例えば先ほどから菊地議員が声高におっしゃいます本当に蟹江町で蟹江のイチジクといえば、先ほど山田議員もおっしゃったように、本当にメジャーな食べ物であるというのは、我々小さいころから知っていたわけでありまして、いつの間にかそれが消え去ってしまって、イチジクはたくさんあるんですけども、蟹江のイチジクは本当にすばらしいという、そういう方がたくさんお見えであったことも事実であります。

ですから、イチジクに特化するわけではありません。イチジクもあれば、川魚がおいしいところもありますし、水郷ならではの、水郷だからイチジクも当然生育もいたします。汽水域であればこそ、塩分も若干まじる地域もあるわけでありまして。そういう特性を皆さんで分かち合おうというのが、やはりそこから情報発信するのは、私は観光協会並びに商工会、そして地域の発展会の皆さんだというふう考えております。

一番街は今、がんばる商店街の基本的な県の単独予算、これは2分の1、蟹江町が補助でありますけれども、スタートされました。水辺の駅も、舟入地区の南部の皆様方に中心となってやっていただいております。まちなか交流センターにつきましては、もう本当近い将来、これは1年、2年うちだと私は考えておりますけれども、民活民営でやるべきだというふうにも、そもそもスタートのときから議会でも申し上げたつもりであります。

特に、蟹江町の特産物を売るということも含めて、蟹江にはすばらしい歴史があります。文化が残っております。須成祭を代表するようなすばらしいものが残っております。これも来年の1月になれば、菊地議員ご存じのように、国の重要文化財に恐らく指定されるであろう内示が近々届くのではないのかな。また、このときには、届きましたらすぐに議員の皆様にお知らせをいたしますが、そういう状況の中で、皆様方に、一緒になって、これは議員の皆様も一緒になって蟹江町を盛り上げていっていただきたいな、これはお願いであります。

そして、特にですね、JR、近鉄につきましては、特に近鉄ハイキング、これは私が町長になってからご協力をいただき、今、1回催しますと、大体平均1,200人から1,300人、これは近鉄沿線で今ピカイチの実績を誇っておるわけでありまして、近々に近鉄へお邪魔する用事がありますが、非常に感謝の念を、当然売り上げか上がりますから。そんなところで、いろんな蟹江町の特産物がこれからいろんなところで紹介されるんじゃないかな、これを大変楽しみにしておりますし、さわやかウォーキングも1回開催をされ、2,500人ぐらいの方がお見えになったんですが、そのときにアンケートをとらせていただき、蟹江町には特産物はないのか、何もないんですねというのが、ちょっと本当に寂しい思いがした3年半前でありました。そういうことを考えたときに、蟹江町から情報発信ができるような、そんなセンターがあってもいいのではないかなという発想もこのまちなか交流センターにあるわけでありまして。

ですから、菊地議員の質問に端的にお答えができたかどうかわかりませんが、私が

いつまでも観光協会の会長、また、体育協会の会長は別といたしまして、これはもう民間でできることは民間、皆さんでやっていただけることは特に皆さんでやっていただくべく、これはもう協働のまちづくりの中の一番の眼点でありますので、それは考えておりませんので、また菊地議員、もしもやっていただける方がおみえまして、これはすばらしいという方があれば、またご紹介賜ればよろしいかなと、こんなことを思います。私の中では、まちなか交流センターは皆さんでこれから使っていただき、皆さんで情報の発信をしていただけるような、特にあそこを中心としたアンテナショップの意味もありますので、今現在、イチジクのことも含めて、東海ラジオでこの前もマスメディアに紹介いたしましたところ、予約が殺到したというお店もあるようであります。これから、そういうことで、特にあそこを情報発信基地、アンテナショップにしていきたいな、こんなことを思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 黒川勝好君

菊地久君、再質問はいいですか。

(「私のほうはいいです」の声あり)

○7番 中村英子君

7番 中村です。

ただいまのまちなか交流センターのことですけれども、引き続いて質問をしたいと思ひます。

課長からのご答弁もありましたように、今、町長からも観光の発信地というようなことで答弁ありました。しかし、現時点でここの利用状況というのを見てみますと、非常に各種団体の講座や集いというようなものが圧倒的に多いわけですね。ハイキングとかありますし、観光のアンテナショップとしての役割も果たしていると思ひますけれども、この主要の中身を見ますと、集い、講座が多い。そしてまた、町長の今の答弁の中にも、各種団体からの問い合わせが大変来ているということで、団体の利用というものがあるんだというふうに思ひますけれども。

反面ですね、中央公民館分館というのがあるんですけれども、この中央公民館分館の利用状況というのを見てみますと、いろんな団体が使っているわけですが、自主グループとか、各種講座に従来中央公民館の分館を使っていたグループがここで激変をしているんですね。例えば、自主グループは、回数でいきますと、平成20年では287回、平成21年では273回、そして22年、昨年度は43回というふうに激変をいたしております。そしてまた、各種講座というのがありまして、これもですね、平成20年は、ちょっと回数しか書いてありませんので、数字の出し方が実績報告書でちょっとこの分違うんですけれども、平成21年で35回、22年は20回ということになっていまして、当然、人数も半減をしております。また、さらに中央公民館の自主グループの利用状況はどうかというふうに見てみますと、これも平成20年は

428回、平成21年が286回で、22年度昨年度は88回というふうになっております。大ざっぱなことではありますけれども、中央公民館分館と中央公民館のそれぞれの利用者数は、去年はトータルで5,346人減っていると、例年よりも減っております。

ですから、この減った人たちがそっくりそのまままちなか交流センターへ行ったのかどうかということにはわかりませんが、講座の中身もいろいろありますしね。新しいものも出たろうし、また、ずっと継続しておるものもあるので、出ているかもしれませんけれども、要するに数字からだけ見ますと、中央公民館そのものや分館を使って活動していた自主グループや、それから各種団体がまちなか交流センターのほうに移ってきたか、呼ばれたか、ちょっとそこはよくわかりませんが、ほとんどまちなか交流センターのほうに来たというように、数字からはうかがえるんですね。

それから、じゃ利用料はどうなんだといいますと、中央公民館分館の利用料も、それで平成20年度、21年度と22年度ではおおよそ17万7,000円ぐらいの減収になっておりますので、利用状況からすると、中央公民館分館の利用は減っていて、まちなか交流センターがふえているということなんですね。これは、もちろん新しいものがつくられて、みんな新しいところがいいですし、それからまた、ここでやる講座や集いに関しては、今、配られたこの資料と同じように、毎回毎回、毎月毎月宣伝をですね、町の費用でやってもらっているわけですから、利用するほうにしてみますと、産業文化会館の分館を使うよりこちらを使ってやったほうがメリットがあるという、そういう状況になっていると思うんですよ。

最初に申し上げましたように、そっくりそのまま講座がまちの駅のほうに移っているというふうには絶対としては言えませんけれども、この利用状況の減とプラスというのを見ても、講座と各種団体の集まりとかそういうものに関しては、分館からこちらに利用者が移ってもらったというような、そんな利用状況に見えるんですけども、このことは一方で新しいものをつくって利用者をふやし、一方では古い施設のほうの利用者をみずから減らしているというような現象になっていると思うんですけども、この点について何かお考え、また私見があればお伺いしたいと思います。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

中央公民館、それから分館で行われていた講座がなかなか向こうのほうでやらなくて、それがまちなか交流センターのほうに移っているんじゃないかなと、そういうようなことであらうかと思いますが、すべてでは当然ないと思っていますし、冒頭に言われた自主グループの話からすると、これは教育委員会のほうで公民館の使用料等の見直しをしているかと思うんです。その折に、自主グループについては多分、ごめんなさい、きちんとしたこと言えないかもしれませんが、自主グループが結成されてから5年間ぐらいのところは、公民館へは減免になりますよだとか、そういうようなことで使ってみえたのかなというふうに思います。それが、減免とかじゃなくて、使用料を取りますよという話になってきたということもあつ

て、自主グループ自体が公民館の使用をちょっと控えられたという、そういうところもあるのかなと思います。自主グループの方々が、じゃあまちなかに移ってきたかという、そうでもないような気が自分はしております。

ただ、まちなかと公民館の大きな違いというのは、基本的にまちなかではお金を取って、例えば英会話教室ですとか中国語教室ですとか、そういうのもありますが、受講者からお金を取ってまちなかはやることができますけれども、公民館はそういうことはできませんので、その辺が大きな違いがあるのかなという気がします。公民館の使用の減とまちなかとは、それほど私自身は大きな相関関係があるというふうに、そういうふうにはちょっと見てはいないです。

以上でございます。

○7番 中村英子君

そうしますと、相関関係は余りないというような今ご答弁でしたけれども、そうすると例年よりですね、中央公民館分館の利用というのを見てもらうとわかると思うんですけども、わかりますか、どれくらい減っているかということが。例年に比べて中央公民館分館の自主グループや各種講座がどれくらい減っているか、非常に多くいて、半数以下になっているんですね。じゃ、これはまたどういうふうにかこのことを解釈したらいいのか、それだけ講座は全部閉められちゃったのか、どういうふうにかこのことを解釈されるんでしょうか、それについてお伺いしたいと思います。

○政策推進室長 伊藤芳樹君

恐縮であります、私自身はこれの詳しい内容はわかりませんので、少し調べさせていただいて、生涯学習課とちょっと実際の公民館の実態等を調査させていただいて、またお答えできればと思っております。今、恐縮ですが、お答えすることはちょっと控えさせていただきます。

○7番 中村英子君

まちなか交流センターをつくるというときに、このことにこれほどお金をかけなくてもいいんじゃないかということ意見を申し上げた記憶があります。町長は、その時点でさまざまな中身をですね、こうしたい、ああしたいということをおっしゃったけれども、今、町長が言っていたことは、現施設の中でも十分活用できてやっていけることではないかということ意見を申し上げました。そのような意見を皆さんが聞いていけば、ここに新しいこのまちなか交流センターができて、講座を各種やったり集いをやったりすれば、産業文化会館や、そして中央公民館やその他の施設は利用が減るんじゃないかというふうに思うのは当然ですね。そのことについて、皆さんは調べていないのかもしれませんが、非常に激しく減っているわけですよ。ですから、その辺のことを把握しながら物事をやっているかどうかわかりませんが、今、室長が言いましたが、じゃ、この激変についてどう

いうふうに分しているのかということの後でもよろしいですけれども、はっきりその傾向についてお知らせをしていただきたいと思います。

○11番 吉田正昭君

11番 吉田正昭です。

ページ数は165ページの町観光協会補助金についてであります。

総会資料をいただきまして、13ページなんですが、この事業費の中で桜ライトアップが46万2,000と、イルミネーション設置が160万という金額が出されておりますが、これは多分、温泉通りの桜ライトアップ設備設置が46万2,000のほうで、温泉通りまちなか交流センター周辺のイルミネーション設置が160万ということだと思いますが、これは例えばその地域の発展会ないし企業等々から一応この事業だけでされているのか、ある程度、総額のうち一部地域から予算が出ているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

桜のライトアップの関係につきましては、全面的に蟹江町観光協会の事業として出しております。地域の商店街、ここの商店街につきましては、冬のとくに日吉公園のところで商店街の自費でイルミネーションをつけております。それについては、観光協会のほうからの補助は一切出ておりません。自分たちの商店街の費用でされております。あとのイルミネーション、それから桜のライトアップ、それから役場のこちらのイルミネーションにつきましては町の観光事業としてPR、それは尾張温泉とか、あそこはやっぱり、尾張温泉というのは一つの観光の名所になっておりまして、そこへ見える方とか、そこでホテルで宿泊される方、そういう方が夜歩いていただくために、一つのイベントとして観光協会が費用を出して事業を行っております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

桜まつりで各地域ですね、今、須成も舟入も、地域でライトアップをするようになりました。やはり、それに対して地域の負担がちょっと多過ぎるような気がしますので、このように出ているならば、ある程度観光協会からの補助もやられるんじゃないかというふうに思いましたので質問させていただきましたが。

それからもう一つ、イルミネーションなんですが、今、各家庭で自分ところの屋根等にやってみえますが、あれもひとつ見方を変えれば、町の観光のためかなということも思いますので、そのようなところへも多少なり補助金が出せるのかなということですよ。やはり、新聞等で取り上げられますと、あそこきれいだから見に行こうかというような話も出ますので、結構、今LEDで金額的に安く抑えられるようになったと思うんですが、その辺の負担ですね。それに対して、町の観光という面から見てどのように考えてみえるかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○町長 横江淳一君

すみません。議長、振っていただきまして、ありがとうございました。

じゃあ、吉田議員にお答えいたします。

先ほどのイルミネーションもそうでありますけれども、実際、特に先ほど来、入湯税の話があったときに、温泉通りが本当に松岡豊泉閣がなくなってから暗いじゃないかという指摘を実は受けておりまして、あそこを何とか皆さんで盛り上げようじゃないかという、そういう動きがあるのも事実でありますし、今度は東西のちょうどピアゴができた、あの前のあたりも一遍明るくして、とにかくあそこをライトアップして、こちらへお客さんを呼ぼうじゃないかという、そんな考えがありまして、当然これ1回目のLEDの投資が若干かかったものですからこれぐらいになったんですけれども、次からはちょっと安くなると思いますが、今のご指摘の各地で桜まつりライトアップ、八重桜、あれについても同じような実は補助をさせていただいております。舟入地区でもしもやっていただけるということでしたら、当然またライトアップについてしっかりとやっていただければ、どれだけ補助ができるかわかりませんが、これはもう当然明るくしていただけることでしたら、まずお示しをいただいて、そのときに検討させていただけることだと思っております。

また、各地の家庭のイルミネーションにつきましては、ちょっとこれはですね、いろんな観光というよりも、余りにも過激な競争になってしまって、これはどうなんだろうと言われる地域も実は新聞紙上であったように聞いております。今、この省エネのときに、今のイルミネーションは省エネタイプになっておりますけれども、月に電気代が20万かかったとか、そういう話もちょうと聞くわけでありますので、それに対して、例えば町が支援をするというのはちょっと違うんじゃないかなというのも実はありました。これも2年ぐらい前にそんな話が、地域の方からいただいたことがあります。ですから、個別のイルミネーションについては、もうちょっと何とか、それよりも発展会サイドで省エネ型のイルミネーションをそれぞれのお家につけていただければ、その分、発展会全体に補助をさせていただいたほうがいいのか。家庭それぞれというのは、ちょっとまだ時間がかかるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。

実はですね、水辺スポットのところでも、やはりことしは5月にちょうど雨降りイベントができなくて、公民館でやったんですが、冬のイベントということでやはりイルミネーション、どうしても話題性という冬はイルミネーションということになりますので、ここにある程度160万という金額等々が使われておれば、多少なりとも、やはり各地域、各地域から上がってきたものに対して何か予算が200万ぐらいふえておるといようなお話も聞いて

おりますので、各地域に満遍なくいろんな予算を投入して、町全体を盛り上げていただくという方向にお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長 黒川勝好君

他に質疑はございますか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、6款商工費を終わります。

続きまして、8款消防費、184ページから197ページまでの質疑を受けます。ございませんか。

○12番 奥田信宏君

12番 奥田でございます。

まず、消防の人件費が出ております。そこら辺にかけての話ではありますが、実をいいますと、3月11日の東日本大震災を契機に、災害がどのくらいの規模で来るかというのは、大変予測するのは、予測というのは想像を絶するという予測のほうで、大変自分たちがどれだけ備えればいいのかというのは難しいなというふうに思うのでありますので、一番その肝心なまず消防の職員さんの、今50名ほどの職員さんの緊急のときにどれくらい消防のほうへ集合できるのかどうかと、そういうことに非常に興味を持ちましたので、まず職員さんの町内、あるいは町外の構成比をお尋ねを先にまずしておきます。

○消防長 鈴木卓夫君

ただいまの奥田議員の質問にお答えいたします。

町内・町外在住の比率のご質問かと承りました。町内については60%、それから町外については40%ほど、そういった内訳でございます。

以上でございます。

○12番 奥田信宏君

約50名とすると、30・20ぐらいの比率ですね。そうすると、まず中心、災害の起きたときはもう町の庁舎が中心に1つはなるんですが、当然、救急車あるいは消防車、そういうのが全部集まっているのは当然消防署でありますので、そこへ町外の人がどのくらいの時間で、町内も入れてですが、職員がどのくらいで到達できるものか、まず1つ目。

それから2つ目、多分、今までですと震度6弱ぐらいの想定で全部がつくってあると思うんですが、東日本大震災のようにマグニチュード8とか、あるいは9のような地震があったとしますと、橋が多分全部落ちる可能性があります。そうすると、まず1つは、どのルートを通って、多分今までですと、最短距離で例えば車あるいは自転車、あるいはオートバイ、そういうもので何分ぐらいという想定しかしていなくて、町の職員さんたちも例えばきょう車でないよ、災害だとどれだけかかるか、歩いてくるという、そういうのを想定はされていると思うんですが、例えばどの橋が落ちる、どの橋が落ちると、これは落ちるか、落ちない

かわかりませんが、そうすると耐震がしてある橋を、この橋は一番最後まで残りそうだから、このルートを使うだとか、そういうまずルートの選定もする必要があると思いますが、そこから辺がまずやってあるかどうかと、1つはですが。

それともう一つは、そのために地域の非常勤消防、要するに消防団の方がいっぱいいらっしゃると思いますが、まず昼間人口と夜間人口の差が多分、消防団の方も勤務先が名古屋という方がかなり多いと思いますので、そうすると、昼間、例えばこの前の東日本大震災は2時44分、まるっきり昼間、平日の昼間に何人ぐらい消防団の方が例えば集まれるかどうか、それが2点目。

それで3点目、橋が落ちているとすると、川が蟹江は何本かあります。日光川の橋が通れなきゃ日光川西、それから日光川と蟹江川の間、これ1つ。それから、蟹江川と福田川の間、多分この3つの島に分かれると思うんですが、例えば訓練をするときなんか、消防署の組織そのものは縦割りになっておりますが、消防の本庁のほうで人の動員はかけられると思うんですが、そういう地域で残った人の団員をどうやって掌握して、だれかがリーダーになってやるような考え方があるのかどうか。

それともう一つは、3つに分けた場合、どのくらいの人口比で消防の職員さんがいらっしゃるのか。私、ざっと、きのう、おとこの操法大会のときにお会いをして、ちょっと教えてねという話をしておきましたので、多分調べていただいていると思いますが、そういうふうの想定がそれこそマグニチュード8以上になったときに、いかに一番中心になって動けるかというのを、いろんなこれから訓練なんかもしていただきたいと思います。まず、その3つ4つ、今言いましたことを一遍お尋ねをしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○消防長 鈴木卓夫君

ご質問にお答えします。

参集時のレスポンスタイムについてでございますけれども、この点につきましては先ほどちょっと触れましたように、町外在住の職員、これ4割ほどおまして、正直申し上げて、瞬時にすべての職員が集結するという事は、これは物理的に難しい面があります。参集の最も新しいデータでいきますと、5分以内に自宅から署に来られる職員が20%、それから10分以内が28.6%、20分以内が25.7%という、そういったデータも出ております。したがって、そのデータでいきますと、全体に占める、20分という時間で切らせていただきますと、74%の職員が集結できると。

しかし、先生お尋ねのように、これはあくまでも平常時の参集データであります。マグニチュード8とかということ、なかなか今まで橋の崩落、マグニチュード8という想定といえますか、そういう発災時の実際の参集というのは当然ございませんので、道路、橋、あるいは気象状況、最悪の事態を想定いたしますと、早急に参集できる職員につきましては、私の推量ですけれども4割程度、あるいはそれ以下の数字というのもやぶさかではありません。

それから、消防団の関係でお尋ねがございましたけれども、平日の昼間で申しますと、やはり約4分の3の方が町外の勤務でございます。したがって、4分の1の方が町内の事業所で勤務されておるという結果でございます。ただ、これにつきましては、協力隊等いろいろ編成いたしまして、手薄になった部分ではできるだけ補うようにはいたしております。

あと、河川の関係でございますけれども、日光川、蟹江川の件で、分断された場合、最悪の場合でございますね。最悪の場合で申しますと、消防職員でいいますと、日光川より以西から、西から通っている職員が約18%、それから日光川と蟹江川に挟まれた地域から通っている職員が36%ほど、それから蟹江川より東から通っている職員が46%ほどになります。したがって、ご案内のとおり、消防署につきましては蟹江川の東ということでございますので、完全に橋が崩落して、自転車あるいは車ももちろんですけども、歩行すら不能の場合につきましては約46%、人数にしまして23名の職員は蟹江川より東なものですから、何とか参集はできるかなと、そういうふうに思っております。

あと、ルートを選定でございますけれども、どの橋が落ちまして、この橋が残ってという、はっきり申しまして、職員にそういうルートまでの選定という、そういった強要はしておりませんが、ケース・バイ・ケースでやはり当然その場に来ればわかることなものですから、迂回して、遠回りになってもやむを得ず、何時間かかっても参集するという、そういった格好になると思います。

以上でございます。

○12番 奥田信宏君

すみません、奥田でございますが。

これ聞きましたのは、東日本大震災が昼間だったんですよね。それで、夜間に、同じ地域でも、東日本でも起こっていたら今の被害者の多分何割かはもっとふえていると思います。例えば、山の上へ逃げろ、この辺はちょっと違いますが、そのあれはわかりませんので、そうすると逆にですが、例えば今、私も、1号線が、日光川の橋のかけかえ、多分、耐震で当然ひっかかって橋のかけかえなんかをしておるんですが、そういう例えばこの橋は耐震がいいので、ひょっとしたらこちらの橋は通れるというか、そういうのなんかはやっぱり土木の部長さんにもお願いをして、県ですとか国へ、大体どのくらいまで耐えられるかなというのを多分、今、耐震というのも震度幾つまで耐えられるというようなあれはあんまりないような気がいたしますが、これは後で、今、学校なんかは全部直していただいたので、震度これまでは耐えられますというのがあったらお教えをください。なかったら、これは今どうのこうのという話ではないんですが。

それで、夜間にそういう場合には、やはりルートをどこか、絶対ここのは多分一番最後まで残りそうという橋をルートを決めておかないと、やっぱりそれこそ真っ暗の中で今度来る話でありますので、それは集合者ができる話ではありませんし、逆に、私どもは消防の職員

さんの指揮なんかに従って、例えばこれは身の安全を守る、あっちへ逃げたらいいよですか、例えばこっちは水が入っているので危ないというような情報をもったりなんかするわけでありますので、これは逆にちょっといつ来るかもわかりませんし、早急にそういうのを教えてほしい、つくっておいてほしいと思いますし、特にちょっと川で分けて今聞いたのは、町外の方も入れての人数なもんですから、例えば日光川の西で町外の方が今18%とおっしゃいましたかね。それで、18%、例えば愛西市、あるいはもっと遠くからの人ですと、それはすぐ来られるわけとは思えませんし、夜間に。それで、そういうと、例えば日光川の西の方の指令者はだれだよと、ここが中心になってやるですとか、真ん中はだれかが指揮をとるよだとか、そういうのも1つはやっぱり訓練に入れておいていただいたほうが、私でも多分安全だと思いますし、例えばだれだれに電話をすれば状況がわかるというふうに、こちらも皆さんも安心をされると思いますが、まずそれは検討しておいていただきたいと思ひますし。

町長さんにお聞きをしたいんですが、実をいうと、私はやっぱり20人ぐらい町外の人が見えるかなというふうには勘では思っておったんですが、実際どのくらいですかとお聞きをして、やっぱりそのくらいだなというふうに確認をしたわけでありすが、特に消防というのは非常のときにどうしても必要な組織でありますので、そこら辺はどう思われているかをちょっと一遍感想と今のデータ、いろんなことにお聞きをしていましたので、一度いろんなことについて感想等がありましたら、ご意見がありましたらお聞かせをいただきたいと思ひます。

○産業建設部長 水野久夫君

橋梁の耐震のお話を突然いただきましたが、日光川で今始めておりますのも、もちろん耐震補強を求めたものであります。町のほうも、平成16年から橋長20メートル以上の橋の耐震に取りかかりまして、今年度の今橋を含めて10橋ほど終わります。ただ、想定は、議員が申されました例えばマグニチュード8とか、そういったものを想定しての耐震ではなかったと思ひます。記憶は定かではございませんが、6もしくは6強ぐらいを目指した耐震補強だったと思ひます。既にそれで施工のしてあるところは別なんですすが、例えば今、一番大きな事業で日光川でやっておりますので、あれはこれからまだ26年、27年という形でやっていく事業でありますので、国ですとか県のほうにもどのくらいの耐震の強度を持たせるものであるかというのは確認しますし、できることであれば、少しでも強い強度の中で施工していただくような方向で希望を伝えたいと思ひます。

町のほうにつきましても、これからやる耐震がございすが、一口にマグニチュード8に対するものがオーケーというわけにはまいりませんので、これは県のほうのいろんな指針ですとか、橋梁の指針がございしますので、それに基づいて対応させていただきたいと思ひます。

○町長 横江淳一君

奥田議員のほうから、消防署員の町内在住の構成比の話が出ました。先ほど消防長から答弁させていただきましたが、今、大体6・4の割合で職員がいるわけでありましてけれども、今後の考え方として、今回も職員の採用を実はさせていただきました。本当にたくさんの方が職員採用に近年はお見えになりまして、一時期、二、三年前でありますけれども、全く消防署の採用枠に満たない状況が実際2年ぐらい続きまして、一体全体どうしたものかと思っておりましたが、近年、今年度とそれから昨年度はまたその反動でありませうか、大変たくさんの方がお見えになりました。

ただ、すべて蟹江町在住の職員をとらせていただくというわけにもどうしてもまいらない、いろんな試験状況、採用状況もございます。地域別にとるというわけにもなかなかまいりませんので、ただ、先ほど来言いましたように、四分六もしくは7・3ぐらいの割でやっぱり蟹江町在住の職員があったほうがいいのか、こんな感じはしております。

それと、消防団員の構成につきましては、253人から187人、10個分団から8個分団の編成が10年前にされました。私の消防の経験から申し上げますと、今、3つの大きなブロックに分かれています。残念ながら縦に並んでおりましたので、北部、南部、中部ということで、実は川ごとに並んでおりません。今、大変いいことをヒントでいただきましたので、今後、分団長会、それからいろんな幹部の集まりにもちょっと提案をさせていただき、これだけ蟹江町に5つの川があって、それで寸断された場合どうなるんだというところの持ち分、持ち前、そして先ほど来話があった中で、協力隊員、これの数もですね、できれば検討して、昼間にほとんど今、名古屋に勤めてみえる消防団員の方が多くいものですから、これ昼にもしもあった場合に、消防団員の役割というのは、水防団員も含めて、大変重要なものになると思いますので、縦割り、横割りの管轄も含めて、いい材料をいただきましたので、早速これは検討させていただきたい、こんなことを思っております。

以上です。

○議長 黒川勝好君

他にございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、8款消防費を終わります。

続いて、9款教育費、196ページから253ページまでの質疑を受けます。

○7番 中村英子君

7番 中村です。

245ページの学校給食に関してお伺いをしたいと思います。

新しい給食センターができて、運営も順調にいっているかとは思いますが、この学校給食センターを新たにつくるときには、ここも各小・中学校に給食を提供するだけのみならず、食育というような観点から教育施設として使いたいというお話もあったと思いま

す。そのために、ささやかでしたけれども、そのコーナーも設けられたかと思いますが、この給食センターを食育という観点からどのように使われているのかということをお伺いしたいと思います。

○給食センター所長 長尾彰夫君

ただいまのご質問、新しい給食センターで、一応基本的には食育の教育の場という目的も担っております。その関係でございますけれども、現在、学校のほうでそれぞれ私ども給食センターに社会科見学の途中とか、そういうときに寄っていただいて、給食センターを見学していただいて、その中で会議室で食育が大事だということをまず現在の小・中学生に、学校の行事との絡みもありますけれども、そういう機会をぜひ実施してほしいということで学校のほうに申し入れはさせていただいております。そして、実際に小学3年生、4年生で、私ども給食センターでそのような研修をさせていただいたケースもございます。

それからあと、子供さんたちの一番食をつくる機会の多いお母さん方ですけれども、そういう方につきましては、小・中学校のPTAの方でございますけれども、そういう方に同じように私ども給食センターを見学しながら、食育の研修をさせていただいております。

それからあと、それ以外の一般の町民の方対象なんですけれども、年2回、新しい給食センター、オール電化の給食センターを見学していただいて、給食を試食していただいて、食育が大事という研修ですね、そのようなことも今行っております。

それからあと、昨年からですけれども、新しい事業の試みとしまして、子供さんとお母さん、最近、親子で一緒に食事をつくるとか、そういう機会が非常に少ないものですから、一緒に給食センターのほうにおいでいただきまして、簡単な朝ご飯とか、あと野菜とかそういうのを使ったおやつとか、そういうのをつくる場を提供させていただいて、親子で一緒につくって食べて、食育の勉強すると、そういう行事も昨年からは開始しております。

そのような関係で、来年からも何か機会があればそのような食育の教育の場を、新しいものを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○7番 中村英子君

施設の見学とか、それからまた見学のついでに教育として食育が大事だよってということを使うとか、そういうことは従来どおりのことだと思っておりますが、今、大切なことは、実際に食材に触れて、自分たちの手や体を使って食というものにかかわっていくという部分を給食センターで担っていくということだと思っておりますが、今のご答弁では、母親と子供に朝ご飯をつくってみたりということ、親子でそういうことをやってきたし、やっていこうというお話あったんですけれども、こういうことは学校教育の中で取り入れながらやっているのか、任意に来たい人は来てくださいという形でやってみえるのか、その内容についてももう少し詳しくお伺いしたいと思いますし、また、回数とそれをやる場所ですけれども、どの生徒を対象にして、どのぐらいの回数で、どこでやっているのかということについてお伺いしたいと

思います。

○給食センター所長 長尾彰夫君

食育の教育の場ということで、私どもの栄養士が、教諭の資格を持った栄養士が今お二人、県のほうから派遣で来ていただいております。栄養士のほうは、年間、今月はこういうことをやるとか、年間行事で食育のPRとか教育のテーマをそれぞれ持っておりますので、現在は栄養士が学校のほうにそれぞれ出向いて、そういう食育の教育の場というのを実際に授業をして直接行く、年度によってことしは6年生とか、そうやってある程度の学年を決めて行くんですけども、こちらから出向いて食育の教育を今進めているところでございます。

○7番 中村英子君

私、栄養士が学校に出向いて教育しているとかいうことを聞いているわけではないんですね。新しい給食センターを使って、新しい給食センターでどういう食育が行われていますかと。それで、それは単に見学するだとか、机上の研修をするということではなくて、給食センターの内部においてそういうこともしていくんだよという話もあったように思いますので、そういう使われ方をしているのかどうかということをお伺いしておりますけれども。

○教育長 石垣武雄君

じゃあ、失礼します。

先ほど所長もお答えをしたんですけども、食材にも触れてということで、夏休み、8月ですが、親子で朝ご飯と、これ1つだけなんですけれども、昨年度はやっています。

(「給食センターでやったということですね」の声あり)

ええ、そうです。給食センターの2階の、そういうおいでいただくと、DVDとか見れるところがありますね。あの奥に、普通は閉めてありますけれども、そこにいわゆるコンロ、どういったらいいかな、ちょっと言葉が出なくなりましたのですが、要するにそういうようなところがありまして、そこで食材、実際に切って、そしてまたそこでつくると、それで一緒に食べると親子で、そういうのを去年からやっております。それが1つだけですが……

(「1回やった」の声あり)

1回だけです。1回いうか、そういう希望とって……

(発言する声あり)

ということで、学校のほうへ希望を出して、そして親さんと一緒に参加してもらおうという事業をしております。

(「1回、何人ぐらい出たんですか、ことし。どれぐらいのところで1回やったんですか」の声あり)

○議長 黒川勝好君

もう少し詳しくできますか。

○給食センター所長 長尾彰夫君

すみません、申しわけありません。

昨年度は、親子で一緒に簡単な朝食をとということで、主に卵をメインに、野菜と卵を使った朝食を一緒につくって、大体6組をさせていただきまして、去年は2回それぞれやりましたので、3組、3組で、オール電化の施設が3カ所ありますので、それぞれ1つの電化の流し台とか、そういうのに1組ついていただきまして、お母さん1人に子供さん大体3人程度一緒に来ていただきまして、一緒につくって食べて、朝食の内容ですね、これはこういう栄養があるとか、そういうのを勉強していただきました。

それから、ことしはニンジンとか野菜を使ったロールケーキをつくりまして、ことしも同じように6組、広報で募集させていただきまして、同じような形でロールケーキをつくって食べて、あとご自宅のほうに持ち帰りいただいて、今度はお父さんもお家で食べられるようにということで、ことしはつくらせていただきました。また、来年度も、また新しい試みでやりたいと思っております。

○議長 黒川勝好君

他に質疑はございますか。

○9番 菊地 久君

246、実績報告書だと77ページであります。日光川ウォーターパーク野球場・ソフトボール場に関してご質問したいと思います。

ここに利用回数を書いてありまして、利用者数が書いてあるわけでございますけれども、この利用する団体、特に曜日の問題でありますけれども、週に一番多いのがやっぱり土曜日、日曜日だというふうに思いますが、この管理について、土曜日、日曜日は町の職員はお休みだと思いませんか、ウォーターパークの管理棟へ行くとかね。そうすると、だれかがこちらから行ってやったりしておるように私は思うんですが、きょうは休みだでいかんわとか言ってね、そんなことはないですか。まず、この管理の運営方法についてどうなの。

それから、使われている人たちの曜日ですね。曜日について、毎週コンスタントに使っておるのか。見るとですね、最近、本当に少ないね。ソフトボール大会やっておっても、野球でも。そして町内でなくて、非常に場所がいいということで、尾張全部のほうのいろんな人たちからの大会、町外の人からの申し入れとか多いと思うんですが、この実態から見たときに、これだとわからないもんですから、現実に町内・町外利用状況なども掌握をされておると思いますが、私はどうも最近あそこは、蟹江町の日光川ウォーターパークは非常に設備もいいし、すばらしいもんですから、お借りをしてと行ってですね。蟹江以外の人たちに評判がいいことは事実ですね。その実態についてどうなのが1点。

それから管理をする方法ですが、日曜日だと職員は常時お見えになる職員じゃない人が朝のうちちょろちょろっと手伝って、お留守になっちゃうような管理をやってみえるんじゃない

いかというふうに思うんですが、管理の実態ですね、管理方法について。これについて、まず中身をちょっと知っておる範囲で結構でございますので、私は勘違いするといけませんので、具体的にはまた改めて実態を書類で出してもらいたいと思いますが、今言ったことについて、管理者というのは町の職員ですが、正職員が土曜日だとか日曜日でも常時おられるのかどうなのか。それから、使われる人たちは町内もあるけれども、特に町外の団体の人たちが喜ばれて大きな大会に使っておる傾向もあるけれども、いい、悪いは別よ。実態はどうなんでしょうかと、これについてお願いをいたします。

○生涯学習課長 川合 保君

ただいまのご質問ですが、土日の利用が確かに議員言われるとおりの多いです。9割以上、土日の利用であります。

先ほど言われました管理であります、土日についての管理ということで、生涯学習でやっているのは使用上の管理ということでありまして、使用していただくためのかぎ等すべて体育館のほうの事務所のほうに取りに来ていただきます。グラウンドのほうにおけるライン、白線ですとか、ベースといったものも生涯学習のほうに取りに来ていただいて、使用していただいているというところであります。

それから、団体で町外の方の利用が多いというところでございますが、連盟、協会の大会等で町外の団体登録がされていて、試合等やってみえるときに町外のチームだけでやっているというときもしばしばあります。それは、あくまで協会、団体事業のほうでとってみえる大会行事でありますので、生涯学習としましては、協会に対する使用で出しております。

一般の方の町外の利用というのは、団体登録というのが必要になりまして、団体登録の中では5割以上が町民である場合のみ使用を許可しているというところでございます。町外の人だけで利用しているということはないはずです。

以上です。

○9番 菊地 久君

まず、管理棟の扱い方でございますけれども、利用者の一番多いときに町の職員はあそこにはいないんですね。何で勤務体系が違うという、前に聞いたらおっしゃったんですが、あそこの管理棟は一般の職員勤務だから月曜日から金曜日までで、そして生涯学習課の人が土日は出て、月曜日はお休みだと。だから、土日の管理棟の職員はお休みで、生涯学習課の人が土曜日、日曜日、朝のうちちよろっと来て、ちよろっと見て帰っていっちゃうんですが、常時おる職員がなぜ一番利用価値の多いときに配置ができないのか。勤務体系だとか職員なんていうのは、どういうやり方をやったらいいか、内部で調整してできると私は思うわけですね。だから、一番使うときは職員がいない。それで、使わるときは職員がおる。それで、あの管理棟の職員の仕事は一体何なのと、何のために2人も職員を置いたり、パート1人だと思いますが、2人と1人だと思ったけど。あの管理棟に配置をしなければならないのか

どうか、非常に理解に苦しんでおるわけ。前にも私は言ったつもり、でも一向に改めようとしな、なぜなんだろうか、わからんのよね。

だから、その点について、ここに出てきております実績の評価はこういうふうですよ、人件費もこれ計算していくというわけ。それで、実態を見に行くと、グラウンドを見ると、平日はそう言っちゃいかん、ほとんど使っとうせんわ。それこそ本当にもったいない。だから、愛大の人のが平日使ってもらえりゃ、銭もらえりゃ、いい場所だわなと思ってね。富吉の駅から歩いてずうっと来れば、使いやすい、いいところ見つけたなと私は最初思ったことがあった。それほどあの立派な施設なの。立派な施設ですし、場所的にも非常にいい。それから、使わにゃもったいない。もったいないところに管理するために人が配置をされておる。じゃあ、もったいないで、何をそれじゃあやってみえるのと思うんですが、例えばその管理だから管理やりゃええわね、何の管理か知りませんが。樹木が例えば植わっておるで、樹木の選定は自分らでやるはずありませんで、これもお金使っておる。

公園管理課ですので、都市公園と名前のあるところを業者を使って多分やらせておると思うので、管理職ですよ。業者を下見をしながら幾らでと金払ってみりゃええわけ。そういう公園管理課の所属でございますけれども、それもおかしいんだわね。片一方、どういうふうにあれは配置をされておるのかね。あの職員は、生涯学習課の職員じゃないね。あんたは直轄じゃないでしょう。

それで、あそこの管理をしておる人は、公園管理、あなたの言う志治君のほうでしょう。だから、全く機能というのがね、我々から見たときよ、一般から見たときに何でと思うわけ。あそこに管理棟があって、あそこを借りようと思って行ったら、そのときの今までおった職員はおらずに、課長がマイク持って走ってきたり、スピーカー持って走ってきたり、ライン引きのあれ持ってきて手伝ってくれたりね。それで、肝心の毎日おる人たちは、もうグラウンドは関係ないわけな。そうすると、一般の人から見たら、そんな思えんわけ、町の施設なんだから、全部そこ管理をするだろう。だから、それだけの人が要るだろうと思っておたら、どうも実態は違うんですが、そういうことでよろしいんでしょうかと。いつまでもそういうのが正しいと思われるのかどうなのか。これは、生涯学習課とまたこれ違うもんでね。どちらにこれ物を言っているのかよくわからんけれども、どこかでね、あれでいいということになりゃええということだけれども、いつまでもああいう形が本当にあなた、生涯学習課長としてはよろしいと思うのかって、あんたにまず質問する。ああいう管理、ああいう方法でよろしいかということ。

○生涯学習課長 川合 保君

ただいまのご質問ですが、管理を生涯学習がしておるといところで言ってみえるんですよ。実際、うち、今やっている仕事としましては、使用上の管理だけですので、実際といいますか、河川南グラウンド、それからテニスコートも4面ございますが、そちらのほうに

も別に事務所があるわけではなく、今の生涯学習、体育館の中の事務所で一応使用の許可を出して、朝、取りに来ていただいてかぎを出すというスタイルですので、ウォーターパークのソフトボール場、それから野球場につきましても、今のままでもいいのかなというふうにうちのほうでは思っています。

（「それでいいっていうなら、いいって言えばいいんだ」の声あり）

はい、すみません。

（発言する声あり）

はい。

○議長 黒川勝好君

問題ないと思ってみえるということですのでよろしいですね。

○生涯学習課長 川合 保君

はい。

○9番 菊地 久君

非常に感覚の差が余りにもあり過ぎるわけよね、我々と。施設がある、それは確かに学戸グラウンドもないですよ、管理者いないし。どこ行ってもいない、借りた人が責任持ってやっておくことは事実。しかし、あそこに立派な管理棟があつて、事務所があると。それで、やる仕事は公園管理課なんです。だれが見たって、そんな思わないですよ。だから、その全体を考えたときに、立派な管理棟があつて、だったらあそこに管理棟が必要なのかなんだ、管理棟は。あなたに言っていかな、だれに質問するかよくわからんけれども、管理棟があつて、職員を配置をして、なぜ必要なのかということね。必要性を感じたときに、今のような大事なときでございますので、いつまでもああいう姿でよろしいかどうか、これは部内で一遍話し合う気持ちがあるのかどうか。

これはもう、課長は町長に言われたとおりの職務、中でやったら一生懸命やったと言えば、それで事足りますので、町長として、組織の変動したり、人事異動したり、いろんなことをおやりになっておりますが、そういう点について、こういう形でそう言われてもいいのかなと思われるのか、いや、あれはやむを得んと思うのかですね。改善の余地もないし、いいんだよとおっしゃるのか、改善を一遍検討したいとおっしゃるのかですね。それは最後、あんたはええと言わしたで、あんたに言ってもいかんで、町長はどう思うかですね、町長に質問します。

○町長 横江淳一君

この問題は、菊地久さんが再三質問されたのも十分わかっております。それで、現実です、日光川ウォーターパークの使用状況、本当に土日がほとんどであります。私も、あいさつにお邪魔をすることが土日に集中しているわけでありましてけれども、あそこ、それから学戸グラウンド、それからテニスコートも含めて、南河川グラウンドも含めて、いろんな

スポーツ施設が蟹江町は充実しているわけでありましてけれども、あそこに管理棟ができたのは、ご存じのように平成15年か14年だと思っておりますけれども、要するにつくったときの目的は、今の、私も多分議員だったと思うんですけれども、蟹江町にあります16の都市公園とそれから児童公園、それから児童遊園も含めた公園の一括管理をするところ、そういうためにつくられたというふうに私は認識しております、その当時は。

今、議員指摘のように、私がたまに思いますのは、改善の余地はないのかと、いや、そうではなくて、一度これも考えるあれはしていかなきゃいかんということは思っています。といいますのも、実はトイレのいたずらが後を絶ちません。それで、南側もご要望をいただきまして、トイレをつくったんですけれども、あそこも数回にわたって壊されています。しかも、夜ならいいですけれども、昼間に実はそういうこともあったわけでありまして、そのときに担当者がいないということも実はあったわけでありまして、その都度、生涯学習課が行ってみたりということも、これは報告を受けて後ですが、大したことではなかったんですけれども、そういう状況にあるのは事実です。

担当者の考え方とすれば、先ほど言いましたように、団体の方がすべてを受けていただいてやっただけというのが基本的な考え方になっておりますし、使用していただける方がいつでも、だれでも、勝手に使っただけというものではありません。団体登録をされた方が基本的にあそこを責任を持って管理をしていただいて、お返しいただくということが、基本的な考え方があるもんですから、今はそれでやっているんですが、今、議員指摘されたように、今後、あそこに人を置く、置かないは別として、あそのあり方を考えていかなきゃならないときが来ると思っていますので、これは決して余地がないわけじゃありませんので、ちょっとこれもうちのほうで検討に値すると思っております。よろしく申し上げます。

○議長 黒川勝好君

他にございませんか。

○12番 奥田信宏君

12番 奥田でございます。

1点だけ、205ページの学校管理人件費ということに関係してお尋ねをしておきたいと思っております。

消防のほうで、先ほど消防費で三遍の質問が終わってしまいましたので、何を質問するかといいますと、学戸小以外はほとんど小学校も学校は避難所の指定がされていると思っております。体育館とかそういうところがですね、震災の場合の。

それで、2年ほど前に私、新蟹江小学校はお聞きをしたことがあるんですが、かぎの管理です。私、小学校の体育館が避難所に指定されていると、かぎの管理をお聞きをしたときは、シルバーのほうにお願いをして、その当時はすぐ近所の人でなしに、かなり川を離れた方が管理をしてらっしゃいました、かぎの。それで、特に震災なんかが起こって、2年ほど前の

ときにも、近くの人に何とかかぎをというお願いをしたんですが、まずそれが1つ、改善されたかどうか1つ。

それからもう一つは、特に学区のすぐ近所の近隣の例えば町内会の役員とか、そういう方が当然近隣にも見えるはずでいらっしゃると思いますので、例えば避難を指定されていても、かぎがなくて、水が入って一緒に流されたなんて、そんな恥ずかしい話はないわけでありまして、管理の体制で、だれが受けて、ここにかぎがあるよというのをきちっとしておくべきだと思うんですが、一度今の実態をちょっとお聞かせをいただきたいと思いますが。

○教育長 石垣武雄君

じゃ、失礼します。

学校のかぎについてであります、そうですね、2年ほど前に、これも近くの方にかぎを預けると、その方が動けないんじゃないかということで、あの後、相談しまして、消防のほうにすぐに駆けつけてあけるということで、その場は終わりましたので、そういう計画であります。ですから、教育も持っておりますし、学校も昼間であれば学校もありますので、夜の場合にそういう消防が駆けつけて、避難所を開くということでもありますので、それが1つと。今、かぎのことと、町内会の役員の方もかえってそれをお預けすると負担をかけるんじゃないかということになったと思いますが、記憶で。

○12番 奥田信宏君

私がなぜこれ聞いたといいますと、先ほど消防のときに質問しておったように、橋が落ちていて、人が行けないときに、だれか離れた人にもともとかぎを持たせること自身がおかしいと思うんですね。もしそれがダメなら、サブのかぎを2本なら2本、この人とこの人と2人、近くの人にも預けていくという方法もとるとか、何か方法をとっていかないと、それこそ行ったもののかぎがあかかってないと、それで外で、それこそ私どもですと、わざわざ日光川の堤防を越えてこちらまで避難してきて、そこでその下で水の中にずうっとつかっているなんていう話になってしまったら、これは非常に寂しい話でありますので、やはりこれはいつでも、だれかが、こことこの人が持っているよと、こことこの、消防を除いてですよ。来てもらえれば一番ありがたい話ですが、平時、それから昼間、学校がやっているときに必ず災害が来るという保証があるわけではありませんので、例えば夜間ですとか、土日あるいは祭日等にあった場合に、かぎがあいていないなんていう話は非常にまずいと思いますので、これはやっぱりきちっともう一遍、新蟹江の話だけじゃなしに、やっぱり管理の方法を考えておいていただきたいと、そうと思いますが、よろしくお願いします。

○議長 黒川勝好君

他にございますか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、9款教育費を終わります。

続いて、10款公債費、11款予備費、252ページから255ページの質疑を受けます。ございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですから、10款公債費、11款予備費を終わります。

以上で認定第1号「平成22年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、26日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

○議長 黒川勝好君

日程第2 認定第2号「平成22年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは260ページから292ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。ございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で認定第2号「平成22年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、26日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

○議長 黒川勝好君

日程第3 認定第3号「平成22年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは296ページから304ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。ございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で認定第3号「平成22年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、26日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

○議長 黒川勝好君

日程第4 認定第4号「平成22年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは308ページから316ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。
質疑は1人3回までといたします。ございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で認定第4号「平成22年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、26日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしく
お願いします。

○議長 黒川勝好君

日程第5 認定第5号「平成22年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは320ページから328ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回といたします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、認定第5号「平成22年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、26日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしく
お願いします。

○議長 黒川勝好君

日程第6 認定第6号「平成22年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは332ページから350ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、認定第6号「平成22年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、26日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしく
お願いいたします。

○議長 黒川勝好君

日程第7 認定第7号「平成22年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは354ページから362ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。ございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、認定第7号「平成22年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、26日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをします。

○議長 黒川勝好君

日程第8 認定第8号「平成22年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは366ページから384ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、認定第8号「平成22年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、26日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをします。

○議長 黒川勝好君

日程第9 認定第9号「平成22年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは388ページから400ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。よろしいですか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、認定第9号「平成22年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、26日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをします。

○議長 黒川勝好君

日程第10 認定第10号「平成22年度蟹江町水道事業決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。ございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、認定第10号「平成22年度蟹江町水道事業決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、26日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長 黒川勝好君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午後 2時51分)